令 和 ２ 年 度
教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

令和３年１０月

北広島市教育委員会

【目　　次】

第１章　点検・評価について　・・・・・・・・・・・・　１　～

第２章　施策別点検・評価

教育委員会施策の点検・評価書（令和２年度事業）

施策１　幼児教育の振興・充実　・・・・・・・・・・・・　４

施策２　豊かな心を育む教育の充実　・・・・・・・・・・　５　～

施策３　確かな学力を育てる教育の充実　・・・・・・・・　７　～

施策４　健やかな体を育てる教育の充実　・・・・・・・・　８　～

施策５　ＩＣＴの活用による教育の充実【新規】　・・・　10

施策６　特別支援教育の充実　・・・・・・・・・・・・・　11

施策７　社会の変化や課題に対応した教育の推進　・・・　12

施策８　開かれた学校づくりの推進　・・・・・・・・・・　13

施策９　教育環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・　14　～

施策 10　家庭の教育力向上への支援内容の充実　・・・　17

施策 11　教育相談体制の充実　・・・・・・・・・・・・　18

施策 12　地域が支える健全育成活動の充実　・・・・・　19　～

施策 13　市民の学習活動への支援内容の充実　・・・・　21　～

施策 14　地域や世代を見据えた学習機会の充実　・・・　23

施策 15　施設の充実による学習環境の整備　・・・・・　24

施策 16　エコミュージアム構想の展開　・・・・・・・・　25

施策 17　文化財の保存と活用　・・・・・・・・・・・・　26

施策 18　図書館サービスの充実　・・・・・・・・・・・　27

施策 19　子どもの読書活動推進　・・・・・・・・・・・　28

施策 20　個性豊かな地域文化の振興　・・・・・・・・・　29　～

施策 21　市民等との連携による芸術文化活動の展開　・　31

施策 22　健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進　・　32

施策 23　競技スポーツの振興　・・・・・・・・・・・・　33

施策 24　スポーツ施設の整備と運営　・・・・・・・・・　34

第３章　教育委員会の活動状況　・・・・・・・・・・　35　～

資　　料

資料１：令和２年度　教育行政執行方針　・・・・・・・　40　～

資料２：令和２年度　教育施策体系　・・・・・・・・・　47　～

資料３：北広島市教育委員会の事務の点検及び評価実施要領

・・・・・・・・・　49

第１章　点検・評価について

１　はじめに

この点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成１９年６月改正、平成２０年４月１日施行）第２６条第１項の規定に基づき、北広島市教育委員会が取り扱う事務について自ら点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表するものです。

この点検・評価については、同条第２項により、北広島市教育施策審議会から意見をいただき、客観性を確保するとともに、教育行政の推進にあたり、市民への説明責任を果たすものです。

２　点検・評価の対象

北広島市教育委員会の事務の点検及び評価実施要領（以下「要領」という。）に基づき、北広島市教育基本計画中間年度見直し版（2011－2016－2020）推進計画（令和 2 年度）に定める 8 つの政策を具体的に推進する24 の施策単位としています。

資料１ 資料２ 資料３

３　点検・評価の方法

（１）施策を構成する主な事務事業の評価を基に、施策の目標達成に向けた取組状況と成果の点検・評価を行い、今後の方向性を示すものとしています。

（２）点検・評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、北広島市教育施策審議会から意見や助言をいただきました。審議会の委員は次のとおりです。　　（敬称略）

氏　　名	所　　属　　等		
板 垣　裕 彦	学 識 経 験 者	元星槎道都大学 社会福祉学部 特任教授	
由 水　　伸	学 識 経 験 者	星槎道都大学 学長補佐・経営学部教授	会長
小 森　　享	学校教育関係者	北広島市小中学校校長会	
佐々木 めぐみ	学校教育関係者	北広島市小中学校教頭会	
寺 林　俊 夫	社会教育関係者	北広島市文化連盟	副会長
寺 田　清 隆	社会教育関係者	北広島市スポーツ推進審議会	
新發田 恵美子	公　募	拓殖大学北海道短期大学非常勤講師	

４　施策の点検・評価書

（１）　事務事業の評価

〇施策の目標達成のために行った主な事務事業について、その成果や課題を精査・検証し評価しています。

〇評価については、「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」及び「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価しています。

（２）施策の評価

〇事務事業等の評価結果を踏まえ、施策全体の総合的な成果を評価しています。

〇事務事業の『評価』欄について、「ａ　期待した成果があった」、「ｂ　一定の成果があった」、「ｃ　見直しや改善が必要」の三段階で評価しています。

〇指標の『評価』欄について、「ａ　目標値以上」、「ｂ　基準値以上」、「ｃ　基準値以下」の三段階で評価しています。

〇『施策の総合評価』欄について、事務事業と指標の『評価』から、「A」、「B」、「C」の三段階で評価しています。

〇今後の方向性を明確にするため、「課題と今後の方向」を記載しています。

５　点検・評価結果の公表等

（１）議会への提出

〇点検・評価の結果について報告書を作成し、市議会に提出しています。

（２）市民への公表

〇報告書を教育委員会ホームページにより公表しています。

（北広島市教育委員会　→教育委員会の組織・方針　→教育の計画・統計・取り組み
→『北広島市教育委員会の事務に関する点検・評価』の公表について
http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/kyoiku/detail/00011811.html）

６　点検・評価結果の概要

〇主な事務事業の評価結果を踏まえ、施策全体の総合的な成果を、「A 期待した成果があった」、「B 一定の成果があった」及び「C 見直しや改善が必要」の三段階で評価しています。

〇今回、点検・評価の対象とした２４施策は、「A 期待した成果があった」９施策、「B 一定の成果があった」10 施策、「C　見直しや改善が必要」５施策となっています。（詳細は次項のとおり）

〇令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、市立小・中学校の臨時休業、市内施設の閉館、各種事業の延期や中止など様々な対応に取り組んできました。会議等を書面やオンラインで行うなど、開催方法を工夫しながらの活動となりました。

◆推進計画における２４施策と評価結果

施策番号	施策名	評価結果	主な事務事業数	主な事務事業の評価結果			
				a	b	c	－
1	幼児教育の振興・充実	A	1	1			
2	豊かな心を育む教育の充実	A	5	5			
3	確かな学力を育てる教育の充実	A	2	2			
4	健やかな体を育てる教育の充実	B	6	1	4		1
5	ＩＣＴの活用による教育の充実	B	1	1			
6	特別支援教育の充実	B	1		1		
7	社会の変化や課題に対応した教育の推進	B	2	1	1		
8	開かれた学校づくりの推進	A	2	2			
9	教育環境の整備	A	14	13	1		
10	家庭の教育力向上への支援内容の充実	C	2		2		
11	教育相談体制の充実	B	1		1		
12	地域が支える健全育成活動の充実	B	4	2	2		
13	市民の学習活動への支援内容の充実	B	3	1	1	1	
14	地域や世代を見据えた学習機会の充実	B	3	2	1		
15	施設の充実による学習環境の整備	B	3		3		
16	エコミュージアム構想の展開	A	1		1		
17	文化財の保存と活用	B	2		1	1	
18	図書館サービスの充実	A	2		2		
19	子どもの読書活動推進	A	1		1		
20	個性豊かな地域文化の振興	C	6		6		
21	市民等との連携による芸術文化活動の展開	C	2		2		
22	健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進	C	2		2		
23	競技スポーツの振興	C	4		4		
24	スポーツ施設の整備と運営	A	1	1			
計			71	32	36	2	1

※施設利用実績が成果指標となっている施策は、新型コロナウイルス感染症の影響により評価結果が低くなっています。

第2章　施策別点検・評価

施策１　幼児教育の振興・充実

政策名	１「生きる力」を育む学校教育の推進		
施策名	１　幼児教育の振興・充実	担当課	小中一貫・教育施策推進課
現状と課題	核家族化や少子化、女性の社会進出などが進む中、家庭における教育環境が著しく変化していることから、幼児の心身の調和のとれた発達を促し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実が求められています。		
基本的方向	幼児の調和のとれた心身の発達を促し、「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実します。		
施策内容	１　多様な体験を重視した特色ある幼児教育を推進するとともに、障がい児の幼稚園への入園を促進します。（H29～子ども家庭課へ移管） ２　家庭・地域と幼稚園等の連携を重視するとともに、幼稚園、保育所、小学校の連携を推進します。 ３　教育環境の向上、教職員研修の充実を図るため幼稚園活動への支援を行います。（H29～子ども家庭課へ移管）		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
幼保小連携推進事業	乳幼児期の子どもたちの健やかな成長を保障し、幼稚園や保育所の教育・保育環境から小学校の学習・生活環境への円滑な接続を行うため、交流会や研修会を継続的に実施する。また、幼稚園・保育所・小学校それぞれの担当者間・子ども同士・保護者間の共通理解や連携を深め、就学前教育・保育と小学校教育の連続性と「学びの芽生え」「自覚的な学び」の育成を図る。	懇話会で議論したアクションプランに基づき、教職員・保育士などの交流・情報交換や指導への参考となる研修を行い、計画的に実施している。令和元年度の入学前交流会からは、子ども発達支援センターにも参加依頼し、より充実した幼保小の接続に向けた事業を実施している。	a

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
幼稚園、保育所、小学校の連携	小学校への円滑な接続を図るために幼稚園や保育所と連携・協力した取組を行っている小学校の割合	小	100%（H27）	100%	100%	教育活動等に関する調査（道教委）	a
幼保小連携事業の参加者数	「幼保小連携アクションプラン」事業への参加者数	幼・保・小・市民	419人（H27）	240人	480人	小中一貫・教育施策推進課集計	b

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
○		

今後の方向性	・現状継続とするが、学習指導要領に記載された円滑な接続に向け、各種事業を行っていく。また、北海道幼児教育振興基本計画に示された指標の実現のため検討を行うとともに、北広島市共通の標準的なスタートカリキュラムの例の作成に向けた取組を進める。

教育施策審議会による意見	・子どもの数は減少傾向にあるが、幼児教育はこれからの人生のすべての教育の土台になるところから、これまで家庭・地域で身につけたものを基に、これからの教育へつなげていくことができるよう、継続して支援に取り組んでいただきたい。 ・「幼保小連携アクションプラン事業」については、発達や学びの連続性」や、育ちの連続性を踏まえた教職員・保育士・関係機関の研修を今後も計画的・組織的に進めていただき、オンライン等を活用した新たな取組についても検討を進めていただきたい。 ・障がい児の幼稚園の入園の促進について、H29より子ども家庭課へ移管されていますが、小学校入学時の学習のスタートに幼稚園での支援の成果が着実に引き渡しされるように、子ども家庭課をはじめとする関係機関と密に連携をし、取り組みを進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策２　豊かな心を育む教育の充実

政策名	１「生きる力」を育む学校教育の推進		
施策名	２　豊かな心を育む教育の充実	担当課	教育総務課、学校教育課
現状と課題	児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、自他の生命を尊重し、健全な人間関係を築く力、美しいものに感動する感性などを高め、学習や生活に前向きに取り組む力を育てることが求められています。 いじめや不登校、生徒指導上の課題を抱えている児童生徒に対応するため、悩みや課題を解決できるよう教育相談体制を充実するとともに、学校と家庭、地域、関係機関が緊密に連携し、継続的な取組みを進める必要があります。		
基本的方向	自然や生命を尊重する心や美しいものに感動する感性、正義を重んじる心などの「豊かな心」を育む教育を充実します。		
施策内容	１　人を思いやる心や人とかかわる力を育てる豊かな体験活動を推進します。 ２　基本的な倫理観や思いやりの心などを育む教育を推進します。 ３　いじめ、不登校やさまざまな問題に適切な対応をするとともに、自他の理解を深め、よりよい人間関係を醸成する生徒指導を充実します。 ４　豊かな感性や想像力を育む読書活動を推進します。		

	事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
事務事業の成果と評価	学校教育振興事業	総合学習や学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくり事業等を通して、子どもたちの「生きる力」や、自ら課題を見つけ、主体的、創造的に取り組む資質を養う。	各学校が創意工夫を凝らした事業を活発に展開することで、学力の向上や豊かな心の育成に向けた取組が進められた。	a
	創意工夫展・書写展事業	科学技術への興味関心を高め、児童生徒の創意・創造性を育成するため創意工夫展を開催する。また、日本伝統の毛筆・硬筆を通じて児童生徒の豊かな情操を養うため、書写展を開催する。	創意工夫展は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で中止としたが、書写展は伝統である毛筆等に親しむ機会づくりとなっている。	a
	地域に根差した特色ある学校教育推進事業	市の学校教育が目指す「心豊かに大志をいだきたくましく生きる」子どもの育成を実現するため、市の学校教育の根幹である学校教育推進方針を策定し、学校教育推進方針を実現する具体的な手立てである、既存の「心の教育推進事業」「郷土資料教材化事業」と新しく「キャリア教育の推進」をひとつの事業として取り組み、義務教育9年間を修了するにふさわしい子ども達の「学力」「主体的な学びの意欲」「社会性」を育む。	市の教育基本計画に示す目標を達成するために必要な教材として小中学校で活用されている。	a
	心の教室相談事業	小中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒の悩みや不安、ストレス等の解消を図るとともに、いじめや不登校の未然防止と早期把握に努める。	児童生徒の悩みや不安を早期に発見し解消に導くことにより、いじめや不登校等の未然防止につながっている。	a
	学校図書館活用事業	「学校図書センター」を中心とし、ネットワークを活用した蔵書の有効活用を図るとともに、学校司書3名を各小中学校に巡回配置し、選書や図書館の整理、図書委員会等と連携した学校図書館の活性化等を図る。また、大曲地区に引き続き地域まるごと読書支援モデル事業でのまちなか司書を配置し、大曲地区の小学校の図書館巡回、保育施設の読書活動を推進する。	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で貸出数は減少しているが、図書の更新などを定期的に行い、学校図書館の利用の活性化につながっている。	a

第2章　施策別点検・評価

	成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
成果を示す主な指標	考え議論する道徳授業への実践と積み上げ	道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる学校の割合	小・中	92% （H29から）	93%	90%	学校教育の推進方針	a
		設定された道徳教育の重点目標に関わる重点内容項目を踏まえ、計画的・意識的な指導が実践されていると回答した学校の割合	小・中	R2から	100%	100%	学校教育の推進方針	a
		「考え議論する道徳授業」に向けた授業改善を進めている学校の割合	小・中	90% （R1から）	100%	100%	学校教育の推進方針	a
		道徳科の評価について、共通理解を図り、実践検証を進めていると回答した学校の割合	小・中	90% （R1から）	100%	100%	学校教育の推進方針	a

施策の総合評価	A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○		

今後の方向性	・学校教育振興事業については、子どもたちの「生きる力」や、自ら課題を見つけ、主体的、創造的に取り組む資質を養うため、引き続き現状継続とする。 ・創意工夫展・書写展事業については、児童生徒の情操を養い、創造性を育成するきっかけのひとつとなっているため、現状継続していく。 ・地域に根差した特色ある学校教育推進事業については、学校教育の推進方針の周知、社会科副読本による地域に密着した教育、福祉読本による人権教育の推進を行うために必要であり継続して実施する。なお、夢ノートの活用については、義務教育9年間の連続した学びとの関係を検討する。 ・心の教室相談事業については、複雑化する児童生徒の悩みや不安、ストレス等の解消を図るとともに、いじめや不登校の未然防止と早期発見につなげるために必要であり、現状継続して実施する。 ・学校図書館の運営については、現状継続とし、学校と図書館の連携をさらに深める。大曲地区で行っているモデル事業でのまちなか司書配置の成果や課題から、今後の読書活動を推進していく。 ※まちなか司書とは、地域全体の読書活動を丸ごと支援する司書であり、平成30年度から大曲地区をモデル地区として実施。
教育施策審議会による意見	・道徳教育が担う心の教育は、人間形成の基本になるところであるため、今後も継続して取り組んでいただきたい。 ・心の教室相談事業については、今後もさらに需要を増すと考えられることから、心の教室相談員の配置時間の増加や研修機会の確保、「QU]「hyper-QU」の導入等、いじめ問題や不登校、学習放棄の解消に向けた取組の拡大について検討していただきたい。 ・学校図書館活用事業については、子どもたちが紙媒体の本に触れる機会をより創出するための取組を進めていただけるよう、成果と課題を整理し、本に触れ豊かな感性を育める環境の整備を進めていただきたい。 ・学校教育振興事業については、各学校がそれぞれの課題を共有しながら、現状でも実施可能な創意工夫をこらした事業を今後も推進していただきたい。

・「QU」「hyper-QU」 … 児童生徒の心理的な側面を、質問紙法を用いて調査し学校生活における満足感や意欲、学級集団の状態を測定するもの。

※事務事業の『評価』欄について～ 「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～ 「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策３　確かな学力を育てる教育の充実

政策名	1 「生きる力」を育む学校教育の推進		
施策名	3 確かな学力を育てる教育の充実	担当課	小中一貫・教育施策推進課、学校教育課
現状と課題	児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるようにするため、基礎･基本の確実な定着を図るとともに、それらを活用する力の育成に努め、自ら学び、自ら考える力を育てることが求められています。		
基本的方向	基礎・基本をしっかり身に付けさせ、それらを活用して目標の実現や課題の解決を図ることができる「確かな学力」を育てる教育を充実します。		
施策内容	1 基礎・基本をしっかり身に付けさせ、それらを活用していく力を育てるために、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 2 総合的な学習の時間を中心に、体験的・問題解決的及び探求的な学習を推進します。 3 学ぶ喜びや楽しさが実感できるような授業のあり方について実践的な研究を推進します。 4 学力検査等の結果を生かした授業方法の工夫改善を進めます。		

事務事業の成果と評価

事業名	概要	主な成果（達成度）	評価
学校教育相談員活用事業	学校を取り巻く環境は非常に複雑化してきており、課題も指摘されていることから、それらの課題に的確に取り組んでいくために、専門的知識や経験豊富な教員経験者を配置する。	学校現場の状況を深く理解している教職経験の豊富な指導主事を配置することにより、各学校も相談しやすくなるとともに適切な対応を図ることができる。	a
学力向上推進事業	市全体の学習状況を捉え、本市の課題を明らかにするとともに、子どもの学習意欲を高める指導内容や個に応じた指導方法の工夫・改善について研究、実践に取り組み、学力向上の指導の充実を図る。	標準学力検査によって経年変化の把握ができ、全国学力・学習状況調査によって全国との比較による客観的な学力状況、学習環境を把握し、指導方法の改善を図っている。	a

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
課題提示とまとめや振り返りによる授業展開	授業のはじめに目標（めあて・ねらい）が示されていると回答した児童生徒の割合	小・中	（R2から）	小84% 中72%	80%	学校教育の推進方針	b
	授業の最後に、学習内容を振り返る活動を行っていたと回答した児童生徒の割合	小・中	（R2から）	小70% 中38%	70%	学校教育の推進方針	b
	主体的・対話的で深い学びの実現に向け、授業改善を進めている学校	小・中	87% （H30から）	100%	100%	学校教育の推進方針	a
中学校区でのスタンダード（※）の策定と実践 ※中学校区でのスタンダードとは、義務教育9年間で目指す子ども像を学校・家庭・地域で共有すること。	児童生徒アンケートにおいて、中学校区スタンダードを意識した生活を送っていると回答した児童・生徒の割合	小・中	50.79% （H28）	81%	100%	学校教育の推進方針	b
	学校アンケートにおいて、スタンダードの家庭・地域への普及啓発に取り組んだと回答した学校の割合	小・中	93.33% （H28）	93%	100%	学校教育の推進方針	b

施策の総合評価

A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要
○		

今後の方向性

・学校教育相談員活用事業については、各学校が抱える今日的な教育課題の解決に向けた指導・助言や、市内で共通した取組の示唆などを行うに際し、学校教育に対する深い専門的知識を有する人材の配置が継続的に必要であることから現状継続とする。
・学力向上推進事業について、学力向上に向けては、児童生徒の学力状況を経年で把握し、分析結果をその後の指導に活用していくことが効果的であり、把握の仕方も含め検討していく。

教育施策審議会による意見

・学力向上推進事業については、通常級の中で、文科省が定める発達障害のひとつである学習障害（LD)の子どもたちへの支援が見落とされがちな傾向があるので、児童生徒の学力状況を学校毎、中学校区毎に分析したり、研修を進めていることが効果的であり、今後も個に応じた指導方法の工夫や改善を継続して進めていただきたい。
・低学年時から基礎的基本的な事項を徹底して身につけさせることで、自信につながり確かな学力に向いていくと考えられるので、人的支援を拡充し、きめ細かな教育が進められるよう現状の成果と課題を整理し、拡大に向けて検討を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～ 「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～ 「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a･bのみ」、「B A･B以外」、「C b･cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～ R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策４　健やかな体を育てる教育の充実

政策名	１「生きる力」を育む学校教育の推進		
施策名	４　健やかな体を育てる教育の充実	担当課	教育総務課、学校教育課、 学校給食センター
現状と課題	健やかな体を育む基礎となる学校体育の充実とともに、体力の源である食の正しい知識と望ましい食習慣の育成が必要です。また、関係機関と連携し、性や薬物乱用に関する指導や啓発活動を促進するとともに、地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを促進する危機管理体制を確立する必要があります。		
基本的方向	体力、運動能力の向上を図るとともに、体力の源である食の正しい知識や望ましい食習慣の確立など「健やかな体」を育てる教育を充実します。		
施策内容	１　健康に必要な知識・実践的な態度を身につけるために、保健教育や体力向上の取組を推進します。 ２　食の正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、家庭や地域と連携した食育を推進します。 ３　安全で安心な給食を提供するため、施設・設備の整備を促進するとともに、食物アレルギーや異物混入に対する取組を進めます。 ４　児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう、地域ぐるみで安全・安心な環境づくりを推進します。		

	事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
事務事業の成果と評価	中学校体育連盟支援事業	北広島市中学校体育連盟が実施する市内、管内大会を通じて、中学生の体位、体力の向上、スポーツに対する意識の向上と心身の健全な育成を図るため、同連盟に事業費を交付することにより、生徒間の交流や習得した技能を発揮する。	新型コロナウイルスの影響により中体連大会は中止となったが、中体連に共催となる各種代替大会を特例的に支援することにより、生徒間の交流と中学校におけるスポーツの振興が図られた。	b
	全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業	北広島市立中学校の生徒が、日本中学校体育連盟、北海道中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合や、予選大会を経て全道規模以上の文化部活動大会等に出場する場合にその派遣に要する費用の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、助成対象となる全道・全国大会について開催中止となったため、助成は行わなかった。	－
	子どもの体力向上推進研究事業	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を踏まえ、子どもの体力や運動能力を育むため、学校授業に外部講師を派遣する。 子どもの運動能力や生活習慣に関する検証を行う。	専門的技能をもった外部指導者の指導により、児童の体力・技術や教員の指導力向上等が期待できる。	b
	食に関する指導の推進事業	偏った栄養摂取により生活習慣病の若年化が社会問題となってきている。児童・生徒が生涯にわたって健康を維持していくためには、給食や関連する教科等を通して自分で健康を考える力を育み、将来にわたって健康な生活が送れるように食の指導の充実を図る。	偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れにより、児童・生徒の肥満などの生活習慣病と食生活の関係も指摘されている。早い時期からの食に関する指導をとおし、地産地消の推進及び食に関する知識の向上が図られている。	b
	学校給食衛生管理事業	給食を実施するうえで、食品・調理施設の安全衛生管理が最も重要であり、国が示す学校給食実施基準、衛生管理基準を踏まえ、衛生管理面で懸念される老朽化した施設設備機器類を整備し、徹底した衛生管理を実施して安心・安全な給食を提供する。 また、食器は、破損するものも多数あるほか、経年によって表面に傷がつき、日々洗浄しても完全に消毒しきれなくなる可能性がある。食中毒事故防止のため耐用年数を3年以上超過しているものを、5年間で全量更新することを基本とした更新計画を定め、計画的に更新を行って行く。	老朽化した施設設備機器類の更新を、耐用年数等を考慮して計画的に進めていくためには有効である。なお、耐用年数を超えて使用している大型設備の故障が増えてきており、給食の提供を停止することのないような対処が必要である。	b
	部活動指導員制度運用事業	教員の多忙化解消及び負担軽減を図るため、部活動指導員を学校に派遣する。また、専門家が技術指導等を行うことにより、生徒の競技力、技術力の向上を図る。	学校との協議により、最大限効率的に活用できるように調整して派遣している。	a

第2章　施策別点検・評価

	成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
成果を示す主な指標	体力向上の推進	授業以外でも自主的に運動したいと回答した小学校5年生の割合	小5男	73.6%（H27）	－	80%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（道教委・文科省）	b
			小5女	65.4%（H27）	－	80%		b
	望ましい食習慣の推進	「朝食を毎日食べていますか」の設問に対して、「食べている」と回答した児童・生徒の割合	小	93.7%（H27）	94.4%	100%	全国学力・学習状況調査（道教委・文科省）	b
			中	96.8%（H27）	90.7%	100%		c

施策の総合評価	A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
		○	

今後の方向性	・中学校体育連盟支援事業については、中学生の体位、体力の向上、スポーツに対する意識の向上と心身の健全な育成を図るため、引き続き現状継続とする。 ・全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業については、スポーツ・文化に対する意識の向上及び心身の健全な育成を図るため、引き続き現状継続とする。 ・子どもの体力向上推進研究事業については、体育活動や基本的な生活習慣づくりの充実にむけた施策の検討を現状継続して行う。 ・食に関する指導の推進事業については、児童・生徒が生涯にわたって健康を維持していくためには、学校給食を通し、自分の健康を考える力を育てることにあり、食に関する指導の充実が大切である。食に関する指導を効果的に進めていくためには、学校給食において、地元食材の提供をとおし、郷土学習・地産地消の推進を図るとともに、整備予定の防災食育センターでの新たな取組も視野に入れ、現状維持とする。 ・学校給食衛生管理事業については、現状の施設を使用する中で、給食の衛生管理を良好に維持するためには、老朽化した施設設備機器類を更新して行く必要があることから現状継続とする。 ・部活動指導員制度運用事業については、教職員の負担軽減にも重要であることから、派遣人数の拡大を検討していく。

教育施策審議会による意見	・食に関する指導の推進事業については、学校給食を中核にして、家庭の食事へと広げることが必要であることから、今後も栄養教諭や給食センターの指導を中心としながらも、外部講師の活用等についても配慮をしていただきたい。 ・子どもの体力向上推進研究事業については、外部指導者の導入が進めることで、児童生徒の体力・技術や教員の指導力向上につながることから、今後も継続していただき、拡大に向けて取組を進めていただきたい。 ・部活用指導員制度運用事業については、専門家が技術指導等を行うことにより、生徒の競技力・技術力の向上や教職員の多忙化解消及び負担軽減が図られることから、今後も積極的に拡大、発展に向けて取り組んでいただきたい。 ・コロナ禍で運動の機会や部活動、対外試合などの実施が難しい状況があるが、地域や保護者等と連携しながら体力向上や健康づくりに向けて情報発信や啓発に取り組んでいただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策５　ＩＣＴの活用による教育の充実

政策名	１「生きる力」を育む学校教育の推進		
施策名	５ ICTの活用による教育の充実	担当課	教育総務課、小中一貫・教育施策推進課
現状と課題	ICTを活用した効果的な学習が求められています。		
基本的方向	国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和などのさまざまな課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など「社会の変化や課題に対応できる力」を育む教育を充実します。		
施策内容	１ 学びの充実を図るため、積極的にICTを活用するとともに、指導方法・指導体制の工夫改善を進めます。 ２ 教員のICT活用指導力向上のための研修等を充実します。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
学校ICT環境整備事業	情報化社会へ適応するための情報活用能力の向上、ICTを活用した授業による学力の向上、校務処理の効率化を図るため、教育用（児童生徒用）、校務用（教師用）のコンピュータや、周辺機器等の計画的な更新を行うとともに、教員の校務効率化を図るため、校務支援システムを導入し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保する。	新型コロナウイルス感染症まん延の影響で、学校においても臨時休校等の影響により、学校での授業が制限されたことに伴い、児童生徒の学びを保障する観点から、ICTの積極的な活用の必要性が指摘されており、本市においても、GIGAスクール構想を加速化させ、学習者用PC3,002台及び充電保管庫90台の整備、電子黒板の更新及び購入、校内無線LANの更新、新規ネットワーク回線の構築等、大規模な環境整備を進めた。また、GIGAスクール構想以外の部分では、小中学校においてデジタル教科書を更新し、安定的に閲覧が可能な環境の構築も行った。	a

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
ICT等を活用した授業実践と改善	電子黒板、タブレット、実物投影機などICT機器を活用した授業が行われていると回答した児童生徒の割合	小・中	100%（H28）	94%	100%	学校教育の推進方針	c
	ICTを効果的に活用したわかる授業を日常的に実践していると回答した学校の割合	小・中	100%（H30）	100%	100%	学校教育の推進方針	a
	校務支援システムを、積極的に活用していると回答した学校の割合	小・中	H31から	100%	100%	学校教育の推進方針	a
	小学校デジタル教科書月別利用回数の全校平均（1校あたり）	小	205回（R1回数）	303回	↗	月別使用回数調査	a
	中学校デジタル教科書月別利用回数の全校平均（1校あたり）	中	101回（R1回数）	144回	↗	月別使用回数調査	a

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○	

今後の方向性

・学校ICT環境整備事業については、 現状継続とし、児童生徒の情報活用能力の育成に向け、継続的に情報機器の更新を行い、併せて保守管理やセキュリティ機能の充実を図るとともに、今後は、整備を行った機器の利活用の促進及び計画的かつ安定的な整備更新について検討を行うとともに、児童生徒用PCの1人1台整備に向け調査研究を行う必要がある。

教育施策審議会による意見

・学校ICT環境整備事業については、教職員のICTに対する理解を深め、活用・指導力向上のための研修等を充実させて、現場でICTが使いこなせる環境となるよう、引き続き人的・物的な整備を進めていただきたい。
・ICT活用推進計画に基づき、GIGAスクール構想が着実に進んでいるところであるが、一人一台パソコン端末をどのような場で、どのように活用するのか、また、その弊害は何かなど、有効な活用方法を児童生徒に身につけさせるよう、教育活動の質の向上へ取り組んでいただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～ 「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～ 「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策６　特別支援教育の充実

政策名	１「生きる力」を育む学校教育の推進		
施策名	６　特別支援教育の充実	担当課	学校教育課
現状と課題	「インクルーシブ教育（※）」の理念に基づき、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子の持っている力を高め、学習や生活の困難性の改善や克服をするため、学校全体で適切な指導・支援が行えるよう特別支援教育の推進体制の充実が求められています。 ※インクルーシブ教育とは、障害がある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育。		
基本的方向	一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導や支援を充実します。		
施策内容	１　通常の学級、特別支援学級、通級指導教室での一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を充実します。 ２　特別支援教育コーディネーターを中心として全教職員による推進体制を充実します。 ３　特別支援学校や関係機関との連携を充実します。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする子どもたちの個々の教育的ニーズに対応するため、特別支援学級に食事や排泄などの介助や移動時の補助など児童生徒の介助をする特別支援学級介助員を、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の生活面や学習支援等を行う特別支援教育支援員を配置する。また、特別支援教育の教育環境整備、学校内の体制の整備、学校、保護者に対する支援体制の充実を図る。	特別な支援を要する児童生徒の情報を教職員と共有し、細やかな配慮を行うことで、児童生徒本人のみならず、すべての児童生徒の教育目標の達成に成果がある。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育支援の実施	一人ひとりの状況に合わせた支援のために特別支援教育支援員、特別支援学級介助員との連携を図っていると回答した学校の割合	小・中	100%（H31）	100%	100%	学校教育の推進方針	a
	個別の指導計画、個別の教育支援計画を活用し支援のねらい等を共通理解を図っていると回答した学校の割合	小・中	100%（H31）	93%	100%	学校教育の推進方針	c

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○	

今後の方向性	・特別支援教育推進事業については、現状継続とするが、特別な支援を要する児童生徒が増加していることから、各校の支援体制の現状、課題等を踏まえ、配置人数の拡大は今後も検討が必要。

教育施策審議会による意見	・特別支援学級等において、個別の指導計画・個別の教育支援計画は100%作成され、指導に活用されていると思われるが、作成にあたり保護者や教師間で共有し、評価等の場でどのように活用されているか。また、通常学級にいる指導上困難を有する子どもの指導資料としてどの程度作成、活用されているか検証いただき、今後の支援に向けた検討を進めていただきたい。 ・特別支援教育推進事業について、誰一人取り残すことのない教育の構築を目指し、学びを保障するために特別教育支援員等の適正な配置や学習に困難を抱える子どもたちへの支援、学習障害等の通級指導の充実についても検討を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策７　社会の変化や課題に対応した教育の推進

政策名	１「生きる力」を育む学校教育の推進		
施策名	７　社会の変化や課題に対応した教育の推進	担当課	教育総務課、学校教育課
現状と課題	変化の激しい社会の中で、北広島市の子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性、基礎的･基本的な内容を確実に身に付け、よりよく問題を解決する資質や能力、たくましく生きるための健康・体力など、「生きる力」を育むことが求められています。 児童生徒一人ひとりの社会性や職業観・勤労観を育てる「キャリア教育」の充実が求められています。		
基本的方向	国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和などのさまざまな課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など「社会の変化や課題に対応できる力」を育む教育を充実します。		
施策内容	１　成長の足跡を確かめ、夢や目標に向かって挑戦する人材育成を目指す「きたひろ夢ノート」の実践を充実させるとともに、望ましい社会性や職業観・勤労観を育成するキャリア教育を推進します。 ２　国際化に対応するため、英語教育に取り組むとともに、外国語指導助手（ALT)の活用など、コミュニケーション能力の育成を図ります。 ３　子どもの権利をはじめとした人権教育や環境、福祉、平和、防災教育を充実・発展させるための取り組みを推進します。 ４　姉妹都市東広島市との交流を通して、お互いの歴史や文化を理解し、ふるさと意識の醸成を推進します。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
外国語指導助手活用事業	児童・生徒の英語発音やコミュニケーション能力、国際理解の育成向上を目的に各学校の外国語授業等に英語指導助手（ALT）を派遣し、外国語授業等の充実を図る。	学校との協議により、現状の人員を最大限効率的に活用できるように調整して派遣している。	a
姉妹都市子ども大使交流事業	小中学生による姉妹都市東広島市との相互訪問により、両市の友好親善を深めるとともにふるさと意識を高める。また、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式への参列と、広島平和記念資料館の見学等を通して、平和を尊ぶ心を養い、学習成果の還流を図る。	令和2年度は新型コロナウィルスの影響のため派遣交流を中止とし、代替案として姉妹校間の児童・生徒会によるオンライン交流を実施し、姉妹都市の交流を深めた。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
キャリア教育の推進と「きたひろ夢ノート」の実践検証	夢ノートの有効的な活用、及び保護者、地域への夢ノートの啓発が図られていると回答した学校の割合	小・中	活用100% 啓発86% （H31）	活用93% 啓発79%	100%	学校教育の推進方針	c
	「夢ノートの活用」などを通して、将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	小・中	小90% 中80% （H29から）	小87% 中73%	小中90%	学校教育の推進方針	c
外国語（英語）教育の充実	中学校区内で、小中の指導の系統性、連続性を踏まえた外国語教育の実践を進めていると回答する小学校の割合	小	R2から	100%	90%	学校教育の推進方針	a
プログラミング教育の実践・検証	年間指導計画に位置付けたプログラミング教育の実践、検証を図ったと回答する小学校の割合	小	R2から	100%	90%	学校教育の推進方針	a
防災教育の充実	地震などの発生を想定した防災訓練を実施している学校の割合	小・中	100% （H27）	100%	100%	公立・小・中学校の体育・保健・安全に関する調査（道教委）	a

施策の総合評価	A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
		○	

今後の方向性	・キャリアパスポートとしての「きたひろ夢ノート」の改訂について検討する。 ・外国語指導助手活用事業については、学習指導要領の改訂による指導時間の増に対応していくため、現在のALT配置人数を維持する必要がある。 ・姉妹都市子ども大使交流事業については、姉妹都市との交流、郷土学習、平和教育を推進するため、今後も現状継続して実施する。

教育施策審議会による意見	・外国語指導助手活用事業については、学習困難への対応や支援について知識のある外国語指導助手の採用や研修の機会を設けていきただき、外国語教育の充実に向けた更なる取り組みを進めていただきたい。 ・小学校から高校まで引き継がれるキャリアパスポート（きたひろ夢ノート）の効果的な取組について検討し、更に効果的なノートとして活用できるよう、改訂に向けた準備を進めていただきたい。 ・プログラミング教育の実践・検証について、今後も効果を継続的に観察し、有意義なものとなるよう検討を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策８　開かれた学校づくりの推進

政策名	2　信頼され、魅力ある学校づくりの推進		
施策名	8　開かれた学校づくりの推進	担当課	学校教育課、小中一貫・教育施策推進課
現状と課題	学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、子どもを中心に据え、地域の意見や要望を生かした学校経営を進めることが求められています。また、学校からも適時適切な情報提供を行い、学校、家庭、地域が協働して学校改善への取組みを進め、地域に開かれた学校づくりが求められています。 家庭や地域の教育的ニーズに対応した教育活動を推進するとともに、学校関係者評価による学校評価の結果や、教育活動の成果を保護者や地域へ周知する広報活動などを充実する必要があります。 地域の方々の教育活動への参加や学校資源を地域へ提供するなど、学校と地域の双方向の連携を推進する必要があります。		
基本的方向	学校の教育活動や運営についてのマネジメント・サイクルに基づいた継続的な評価や評価結果の公表、保護者や地域住民との双方向の協力、学校関係者からの意見や評価の活用などを通して信頼性の向上と学校改善を図る開かれた学校づくりを推進します。		
施策内容	1　学校経営プログラムによる学校経営の推進とマネジメント・サイクルによる学校改善を推進します。 2　家庭や地域の教育的ニーズを把握するとともに、学校関係者からの学校に対する評価や結果、教育活動の成果について、保護者や地域に周知するなど、情報の共有を図ります。 3　学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の取り組みなど、地域の方々の教育活動への参加や地域への学校資源の提供により、学校と地域の双方向の連携を推進します。 4　子どもたちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現する「土曜授業」を推進します。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
学校評議員等運営支援事業	地域や社会に開かれた学校づくりを推進するため、市内小・中学校に学校評議員を委嘱し、学校運営等に関して学校と評議員との意見交換を行う。また、各校に学校関係者評価委員を委嘱し、各学校が教育水準の向上を図るために教育活動や学校運営について自己評価した結果について、学校関係者評価委員に評価をしてもらうなど、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動の展開を図る。	各学校では、学校評議員の意見や学校関係者評価委員による評価内容を尊重した学校改善を行っている。	a
コミュニティ・スクール推進事業	地域とともにある学校づくりを推進するためのツールとして、平成25年度に西部中学校区に導入したコミュニティ・スクールのこれまでの実践を検証し、検証で明らかになった成果及び課題を踏まえ、同中学校区における取り組みを継続して推進するとともに、他の中学校区に拡大する。 北海道総合教育大綱（平成27年10月策定）において、北海道の全地域でコミュニティ・スクールの導入を進めることが掲げられている。	学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりとして非常に有効であることから、令和2年度から西部中学校区に加え、大曲中学校区及び緑陽中学校区に、それぞれの中学校区を単位として学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校づくり」を進め、その成果と課題を検証しながら、全市への展開に向けた実践を進めている。	a

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
地域への学校資源の提供	年間指導計画（各教科の進度を示す計画表）の保護者等へ公表している小・中学校の割合	小	44.4%（H27）	100%	100%	学校教育課調べ	a
		中	57.1%（H27）	100%	100%		a
	コミュニティ・スクールに指定されている小・中学校数	小・中	2校（H27）	7校	7校	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)等の指定・検討状況等調査(文科省)	a

施策の総合評価	A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○		

今後の方向性	・学校評議員等運営支援事業については、現状継続とし、保護者、地域住民等の意見を学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりのさらなる充実を図る。 ・コミュニティ・スクール推進事業については、学校運営協議会の充実した運営を支援し、令和5年度を目途として全中学校区に学校運営協議会を拡大する準備を進める必要がある。
教育施策審議会による意見	・コミュニティ・スクール推進事業については、全中学校区への拡大に向けて、先行事例を生かしつつ成果と課題を共有し、地域の特性や事情に合わながら、導入に向けた準備を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策９　教育環境の整備

政策名	2　信頼され、魅力ある学校づくりの推進		
施策名	9 教育環境の整備	担当課	教育総務課、学校教育課、小中一貫・教育施策推進課、社会教育課
現状と課題	学校が、家庭や地域の信頼に応え、公教育としてよりよい魅力のある学校づくりを進めるために、学び続ける教員を支援する仕組みを構築し、課題探求型の学習、協働的な学びなど、新しい学びを展開するための教員の実践的指導力等を向上させる必要があります。 教育施設の老朽化や児童生徒数の増減に対応して、安全・安心な魅力ある施設の整備を進めるとともに、学校規模の適正化を検討する必要があります。 時代の変化に対応して、小中一貫教育などの新しい教育手法の検討や、学校を支援する制度の充実に努める必要があります。 今日の経済状況の中で、勉学に意欲的な生徒や学生が、経済的な理由で就学が困難になっている傾向が見られ、経済的な負担の軽減を図る必要があります。		
基本的方向	質の高い学びを支える環境づくりや安心して教育活動が行える学校づくり、新しい教育手法による魅力ある教育活動など、社会の変化や実態にあった教育環境の整備を促進します。		
施策内容	1　研修機会の充実や適切な教職員評価を通じて、教職員の資質の向上を図ります。 2　適正な規模の集団の中で学ぶことができる環境づくりを推進します。 3　老朽化学校施設の長寿命化や耐震化に取り組み、防災施設としての機能の充実を図るとともに、児童生徒数の増減に対応した学校施設の整備を推進します。 4　児童生徒の安全と学習環境の向上に配慮した施設・設備の整備を推進します。 5　小中一貫教育等の新しい教育のあり方について検討を進めます。 6　家庭、地域と連携した学校教育支援地域本部の取組を推進します。 7　小・中・高等学校教育等への就学を支援します。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
学校教育団体活動支援事業	教職員の資質の向上と教育内容及び学校経営の充実を図るため、教育関係団体が行う活動の経費の一部を助成する。（対象団体：教育研究会、校長会、教頭会、進路指導連絡協議会）	会議や研修会の開催、各種事業の実施など、その成果は教職員の資質の向上や学校経営の充実に十分活かされた。	b
学校施設空気環境測定事業	シックスクール対策の一環として、「学校環境衛生基準」に基づき、教室内のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物について空気中濃度測定を実施し、良好な衛生環境確保に努める。	学校保健安全法第6条に基づく検査であり、検査結果より、適切な学校環境が維持管理できている。	a
学校事務機器整備事業	学校事務の効率化、児童生徒の確かな学力の定着・向上、保護者・地域との連携を図るために、学習プリントや保護者・地域へ配布する印刷物作成に必要な事務機器等を整備する。	定期保守の実施により、故障等の予防や、軽微な修繕も行われ、現状の事務機器を有効に活用することができた。	a
学校施設管理機器整備事業	良好な教育環境を維持するために必要な草刈機、除雪機などの管理機器の保守管理及び修繕を行うとともに、耐用年数を経過した機器を更新する。	児童生徒等の教育環境を良好にかつ適切に保持・管理することを目的としており、それに伴う維持管理機器の保守・修繕を実施できている。	a
学校放送設備整備事業	学校の放送設備や視聴覚設備の老朽化に伴う整備や時代に合った設備に更新することにより、設備を有効に活用し、教育活動の充実を図る。	学校ICT機器との連動による中継放送の実施や、自主放送の制作などが可能になり、児童生徒の表現力や学習意欲の向上及び保護者等学校関係者への行事参加の促進、利便性の向上に寄与した。	a
私立学校教育振興事業	本市に本校を有する私立高等学校が行う教育活動を支援することにより、私立学校の教育環境の充実と保護者への負担軽減を図る。	部活動大会備品の購入費助成など、教育環境の整備を補助することで、札幌日大高校の学校教育活動の充実、また市内の私立高等学校へ子どもを通学させている保護者の負担軽減に寄与した。	a
小中学校周辺環境整備事業	市内小中学校敷地内にある駐車場舗装やグレーチングなどの外構工事、屋外物置などの付属建築物及び屋外施設（遊具、グランド散水栓、テニスコート、フェンス、防球ネット等）を計画的な更新や修繕等を行う。	各学校の環境の状況や学校の要望を踏まえ、定期点検を実施するとともに、修繕等を行うことで安全性の確保に取り組んだ。	a

	教師用指導書等整備事業	教員に対し、指導書及び教科書を配布することにより、効率的で統一的な授業を行うとともに、指導方法の工夫改善等、授業内容の充実を図る。	全ての学校で統一的な指導を行うことができ、子どもたちへの教育的効果は高い。	a

事務事業の成果と評価	児童生徒の通学費支援事業	保護者の経済的負担の軽減を図るため、遠距離通学等で、公共交通機関を利用して市立小中学校に通学している児童・生徒及び自家用車による送迎を常としている児童生徒の保護者に通学に要する経費の一部を支援する。	利用者が一部地域に偏っている面はあるが、年間110名以上の児童生徒が公共交通機関等を利用しており、有効に活用されている。	a
	高等学校等入学準備金支給事業	市内に住所を有し高等学校等に入学した生活困窮世帯の生徒の保護者の経済的負担軽減のため、入学時に必要となる経費の一部として、入学準備金を支給する。	高等学校等の入学時に必要となる入学金以外の経費の保護者負担の軽減が図られている。	a
	要保護・準要保護児童生徒援助事業	生活保護世帯（要保護）や経済的困窮世帯（準要保護）の児童生徒に対し、就学に必要な経済的な援助を行うことで、平等に義務教育を受ける権利を保障する。	以前として厳しい経済状況が続き、支援へのニーズは減少することがないので、継続して支援をしていく必要がある。	a
	奨学金支給事業	経済的な理由によって高等学校等の就学困難な学生及び生徒に対し、学資の一部を支給することにより、等しく教育を受ける機会を与える。	高等学校の就学に必要となる経費の保護者負担を軽減し、就学の機会の均等に貢献している。	a
	小中一貫教育推進事業	子どもを取り巻く社会環境の変化に伴う様々な教育課題に対応していくため、小中9年間で「連続した学び」を保障する一貫教育を推進し、学力や社会性などの「生きる力」の育成を図る。小中一貫教育の実践を深めるため、2021年度の小中一貫教育全国サミットの開催市としての検討、準備を行う。	児童生徒及び教職員の意識の変化が起こっており、定期的な評価及び検証を行いながら、より効果のある取組を重ねていく。2021年度に開催が決定した小中一貫教育全国サミットの円滑な開催に向けた準備を行うとともに、実践を通じて本市小中一貫教育のステップアップを図っていく。	a
	学校支援地域本部事業	学校を地域全体で支える体制を整えていくために設置した学校支援地域本部により、地域住民等による学校支援を推進する。 地域住民や学校支援ボランティアなどによる学校支援をより効果的に行うための体制を充実するため、学校支援ボランティアや授業補助員などと学校との調整を図る「学校支援コーディネーター」を2名配置し、効果的に学校を支援する。	事業内容も浸透してきており、また、これまでの活動経過からコーディネート業務を行わなくとも地域と学校つながっている事例もあり、成果は上がっている。学校支援内容は多岐にわたることから、対応できるボランティアの登録が不足する場合があるため、地域での体制整備に向け、関係団体との連携を図っていく。	a

成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
	9年間を見とおした指導計画の立案・作成	中学校区で、重点指導計画及び年間指導計画を活用した教育活動を推進していると回答した学校の割合	小・中	R2から	100%	90%	学校教育の推進方針	a
		「中学校区で、標準学力検査（NRT）や全国学力学習状況調査、全国体力・運動能力テストの結果を共同で分析し、作成した改善プランを有効に活用していると回答した学校の割合	小・中	H30から	93%	100%	学校教育の推進方針	b
	学校区での授業交流と合同研修の実施	中学校区内で小中合同の授業交流・研修を行っていると回答した学校の割合	小・中	100%（H28）	100%	100%	学校教育の推進方針	a
		中学校区で小中一貫教育推進組織の合同会議を持っていると回答した学校の割合	小・中	100%（H28）	100%	100%	学校教育の推進方針	a

施策の総合評価	A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○		

第2章　施策別点検・評価

今後の方向性	・学校教育団体活動支援事業については、教育技術の向上や学校経営の円滑化等を図るため、引き続き現状継続とする。 ・学校施設空気環境測定事業、学校事務機器整備事業、学校施設管理機器整備事業、小中学校周辺環境整備事業については、各学校において必要不可欠な経常的な管理経費であることから、令和3年度から小中学校管理経費（経常）に統合した。今後も引き続き、学校施設の空気環境の測定、学校事務機器・学校施設管理機器・小中学校周辺環境の整備に取り組んでいく。 ・学校放送設備整備事業については、現状継続とし、市内学校の放送設備を教育内容の変化やデジタル化などに対応できるよう、計画的に実施していく。 ・私立学校教育振興事業については、私立学校の教育環境の充実と保護者への負担軽減を図るため、引き続き現状継続とする。 ・教師用指導書等整備事業については、必要最小限の購入に努めて現状継続していく。 ・児童生徒の通学費支援事業については、遠距離通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減策として有効に利用されていることから、現状継続する。 ・高等学校等入学準備金支給事業については、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、地方公共団体にも施策を実施することが求められており、高等教育を受ける機会を確保するためにも必要であることから現状継続する。 ・要保護・準要保護児童生徒援助事業については、生活困窮世帯に対し義務教育の就学に必要な費用を援助するものであり、教育機会の均等を図る上からも必要であるため、現状維持とする。 ・奨学金支給事業については、国の貧困対策とも合致しており、現状継続して支援を行う。 ・小中一貫教育推進事業については、小中一貫教育全国サミットの円滑な開催に向けた準備を行うとともに、実践を通じて本市小中一貫教育のステップアップを図っていく必要がある。 ・学校支援地域本部事業については、教育基本法では、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定されている。学校支援地域本部は、これを具体化する方策の柱であり、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をそのねらいとしていることから、現状継続とするほか、新たに地域学校協働本部の考え方が示されていることから、今後取り組みについて検討を行う。

教育施策審議会による意見	・小中一貫教育推進事業については、地域的環境を生かした小中一貫教育の推進を継続して進めていただき、全国サミット開催市として準備を進めていただきたい。 ・学校事務機器整備事業については、学習プリントやお便りなどがカラー印刷され、子どもたちのみならず保護者へも情報が伝わりやすくなったことから、今後も継続して取り組んでいただきたい。 ・各種支援事業については、「子どもの権利条約」や「子どもの貧困対策」を基盤とした支援や取組を継続して行っていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策１０　家庭の教育力向上への支援内容の充実

政策名	3　やさしく支えあう教育連携の推進		
施策名	10　家庭の教育力向上への支援内容の充実	担当課	学校教育課、社会教育課
現状と課題	青少年の健全育成の基本である、家庭、学校、地域を取り巻く社会情勢は、少子化や核家族化の進行、教育力の低下、膨大な量の情報等の影響を受け、家庭教育の在り方をめぐる問題は複雑さを増しています。		
基本的方向	基本的な生活習慣や自立心の育成など、家庭での教育力向上やあたたかな家庭づくりへの支援を進めます。		
施策内容	1　あたたかな家庭づくりへの支援の充実を図ります。 2　PTAなどとの連携を図り、家庭の教育向上に向けた支援を充実します。 3　家庭・学校・地域が一体となり、子どもたちの生活習慣を見直す取組を進めます。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
家庭教育支援事業	家庭の教育力向上のため、関係する団体などと連携し、家庭教育支援に関する実践活動・交流活動を行う。 平成24～平成26年度において実施した「きたひろしま生活シート」の調査結果を基に家庭教育に関する実践・啓発活動を実施する。 子どもたちの学力・体力の低下の背景には、生活習慣が深く関係していることが指摘されていることから、生活習慣の改善に向けた体験事業や乳幼児健診やマタニティスクールの機会に保護者を対象とした啓発資料の配布、中学校区PTA等が開催する学習会への支援を行い家庭の教育力、生活力向上の底上げを図る。	家庭教育に関する講演会及び啓発を行うことは手段として有効であるとともに、子ども生活リズム向上事業を通して、家庭での共通話題の提供など、概ね成果を上げている。	b
北広島市PTA連合会支援事業	児童生徒の健全育成を進めるため、学校単位のPTAの連携を図り、保護者等を対象とした研修会等を実施するPTA連合会の活動を支援する。	児童生徒に対する保護者としての義務、責任、指導などの家庭教育の全般について、研修会や講演会を開催し、意識啓発に役立っている。新型コロナウイルス感染防止のため、市P連の研修会が開催できなかった。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
家庭、地域と連携を図った学習・生活習慣の確立	家族とスマートフォン、テレビ、ゲーム等の使い方や見方、やり方について約束をしている児童・生徒の割合	小・中	71.3% （H28）	75%	90%	学校教育の推進方針	b
	家庭学習を小学校6年生は1時間以上、中学校3年生は 1時間30分以上実施している児童・生徒の割合	小	64.2% （H27）	65%	90%	学校教育の推進方針	b
		中	64.0% （H27）	62%	90%	社会教育の推進方針	c
「子ども朝活」事業の実施（地区）数	子どもの生活習慣づくり事業「子ども朝活」事業を実施している地区数	市民	1地区 （H27）	4地区	5地区 ※R2までの目標値	社会教育の推進方針	b

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
		○

今後の方向性

・家庭教育支援事業については、少子化や核家族化の進行、携帯電話やスマートフォンの普及などの影響を受け、青少年を取り巻く環境や家庭教育の在り方については複雑さを増している状況にあるため現状維持するが、今後も社会情勢を注視し、生活習慣の向上や自立心の育成など、家庭での教育力向上のための支援を行うことが必要である。
・中学校区や学校単位で発行している家庭学習の手引き等も含め、家庭教育への支援を進めていく必要がある。
・北広島市PTA連合会支援事業については、児童生徒の健全育成を図るため、学校だけでなく家庭での教育力を高めることが必須であることから現状継続とする。今後は、より活発なPTA活動に向けた支援について検討を進めていく必要がある。

教育施策審議会による意見

・家庭教育推進事業では、家族で過ごす時間を考えると、家庭での教育のあり方は重要で、家庭での教育をどうするべきかよく検討すべき時代となっており、PTAは重要な位置にあることから、学校と家庭が連携するための支援や方策の検討を進めていただきたい。
・北広島市PTA連合会支援事業では、コロナ禍でも行える研修会や講演会等を模索し、学校と家庭が連携して教育力を高めていく取組を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～ 「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～ 「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策１１　教育相談体制の充実

政策名	3　やさしく支えあう教育連携の推進		
施策名	11　教育相談体制の充実	担当課	学校教育課
現状と課題	不登校児童生徒への対応については、指導・訪問体制を充実していく必要があります。小中学校には心の教室相談員を配置して、児童生徒の悩み事などの相談に当たっていますが、さらに学校や中央児童相談所などと連携を強化していく必要があります。 インターネット上で、新しい形のいじめや犯罪被害に巻き込まれるなどのトラブルが全国的に多発しています。このことから、いじめ防止基本方針に基づく対策を効果的に推進していくとともに、子どもに情報モラル向上の指導や保護者への啓発をさらに進めていく必要があります。子どもを狙う不審者の出没や犯罪被害は憂慮される問題となっており、子どもが安全で安心して生活できるよう、地域で子どもを守り育てる活動や機運の醸成が求められています。		
基本的方向	いじめや不登校などの問題を早期に解消するため、関係機関との連携強化と専門的知識を有する人材の活用を進めます。		
施策内容	1　いじめ・不登校の問題を早期に解消するため、スクールカウンセラー（道費）、こどもSC相談員（臨床心理士）など専門的知識を有する人材を積極的に活用します。 2　不登校児童生徒の学校復帰に向け、「みらい塾」において学習指導や社会体験活動を行い、集団生活や社会適応能力の向上を図ります。 3　携帯電話の取り扱いや情報モラルについて、児童生徒や保護者に対して啓発を図るとともに、インターネット上などでの新しい形のいじめやトラブル、犯罪被害や生活習慣の乱れを防ぐため、ネットパトロールを実施します。 4　いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の取り組みを強化します。 5　青少年を取り巻く諸問題の把握と早期解決に向け、学校や中央児童相談所などとの連携を強化します。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
不登校いじめ対策・教育相談事業	不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を支援するため、保護者や学校、関係機関と連携して、ひきこもりや不登校児童生徒の解消と未然防止を図る。また、適応指導教室「みらい塾」を運営するため、指導員（会計年度任用職員）2名を配置する。 また、学校や家庭の問題で悩んでいる児童生徒及びその保護者を対象に、面談や家庭訪問による相談支援を行い、問題の早期解決を図るため子どもサポートセンター相談員（臨床心理士・会計年度任用職員）及び教育相談員（会計年度任用職員）を配置する。 いじめ等問題対策委員会を開催し、いじめ問題への取組を確認しいじめの未然防止、再発防止につなげる。	不登校の要因は複雑化し、子どもたちが抱える問題も多様化している中、不登校児童生徒の数は減少には至ってないが、適切な指導・支援により問題の軽減や解消につながっている。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
不登校児童生徒割合	文部科学省の調査基準に該当する不登校を理由として30日以上の欠席をした児童生徒の全児童生徒に対する割合。基準値は、前年度の全国の実績値とする。	小・中	1.88%（R1）	1.92%	↘	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果	c
専門的知識を有する人材への相談件数	こどもサポートセンター相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談件数。基準値は、前年度の相談件数。	小・中	1,120件（R1）	1,304件	↗	きたひろしまの教育	a

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○	

今後の方向性	・不登校いじめ対策・教育相談事業については、不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、要因も複雑化してきている。個々のケースに応じた支援を指導支援ボランティアとの協働で進めていく必要がある。

教育施策審議会による意見	・みらい塾が開設されている建物の経年劣化が進んいるため、子どもたちが楽しく通える環境整備について取り組みを進めていただきたい。 ・不登校いじめ対策・教育相談事業は、学校に配置されている心の相談員やスクールカウンセラー等の人材活用、子どもサポートセンターやみらい塾等の施設活用も推進されている。複雑な状況下においても適切な支援が行われるよう、個に応じた対応をすすめていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策１２　地域が支える健全育成活動の充実

政策名	3　やさしく支えあう教育連携の推進		
施策名	12　地域が支える健全育成活動の充実	担当課	学校教育課、社会教育課
現状と課題	本市では、子どもサポートセンターの相談・支援体制の確立や子どもの体験活動の実施など、家庭、学校、地域との連携による青少年の健全育成を図ってきました。		
基本的方向	青少年を健やかに育む、安全・安心な育成環境を確保するため、家庭、学校、地域との連携を強化し、主体的な健全育成活動を支援します。		
施策内容	1　子どもサポートセンターの相談・支援機能を核として、家庭、学校、地域との連携を強化するとともに、地域の教育力の向上や各地区の健全育成活動を支援します。 2　各種大会や地域の安全・安心講座などを通じて全市的な健全育成に関する意識の高揚を図ります。 3　児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう「放課後子供教室」の充実を図ります。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
青少年安全対策事業	関係機関や地域と連携を図り、青少年の問題行動等の未然防止や非行防止を推進する。専任指導員（会計年度任用職員）と指導主事（生徒指導担当）を1名ずつ配置し、学校施設、通学路等の安全確認及び巡回指導を行い、子どもたちの安全を確保する。 また、不審者情報等を携帯電話等にメール配信し、危険な事案に関する情報の発信と注意喚起を行なう。	各種安全対策、巡視指導、意識啓発活動を関係機関と連携して実施している。	a
青少年健全育成事業	地域の子どもは地域で育てる活動を推進するため、学校、PTA、自治会、関係団体と連携して青少年健全育成大会を開催し、また保護者や地域に向けて健全育成の情報発信のため子どもサポートセンターだより「つなぐ」を年4回発行する。 子どもたちに、豊かな心を育み、健やかでたくましく生きる力を育てるため、子どもたち自らが体験し、心で感じ取ることができる交流活動等を推進する。 学校・家庭・地域が一体となり、地域で子どもたちを守り、育み、安全安心な地域づくりのため、各地区の青少年健全育成連絡協議会の活動を支援する。	青少年の健全育成を学校のみに負わせるのではなく、PTAはもとより地域、関係団体が一丸となって活動を進めている。	b
放課後子供教室事業	放課後に小学校の余裕教室等を活用して児童の活動拠点を設け、学習や体育活動、地域住民との交流活動等を行い、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。 今後も条件が整備された学校から実施を検討する。	児童の3割程度の登録があり、子どもの居場所づくりとして効果がある。	a
成人式開催事業	成人としての自覚と責任を促すとともに、祝福・激励の機会として成人式を実施する。 また、式典及びアトラクションを実施する。	将来を担う新成人を市として祝い、成人としての自覚と責任を促す式として、市民の理解を得ており、参加者による大きなトラブルもなく、一定程度の成果は上がっている。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
青少年健全育成活動への参加者	青少年健全育成連絡協議会などの健全育成活動への参加者数	市民	1,698人（H26）	－	↗	社会教育の推進方針	b
非行・問題行動等の報告数	市内各小中学生による非行・問題行動等の1年間の合計報告数	小・中	6件（H26）	7件	↘	社会教育の推進方針	c
不審者等の事案数	市内での変質者・不審者等の1年間の発生件数	―	25件（H26）	18件	↘	社会教育の推進方針	a

第2章　施策別点検・評価

施策の総合評価	A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
		○	
今後の方向性	・青少年安全対策事業については、全国で相次ぐような事件・事故から児童生徒を守るためには、地域と社会が一体となって、登下校時における安全対策を強化することが重要であり、関連する施策の検討（子ども110番の家の実態把握等）が必要。 ・青少年健全育成事業については学校、PTA、自治会、関係団体と連携し、地域に密着した青少年の健全育成活動を推進し、健やかでたくましい子どもの育成を図るために必要であることから現状継続とする。 ・放課後子供教室事業については、当面は大曲小学校・双葉小学校・東部小学校での事業を現状継続し、講師数の確保と学校との調整を進め、実施校の拡大を目指す。 ・成人式開催事業については、現状の式典形式は、落ち着いた雰囲気の中、市として新成人をお祝いするとともに、成人としての自覚を促す場として有用であることから現状継続とする。		

教育施策審議会による意見	・成人式開催事業については、最良の形での実施を目指して取組を進めていただきたい。 ・青少年健全育成事業については、非行・問題行動等の減少は、PTAやコミュニティ・スクール、地域や関係団体の取組の成果でもあるため、今後も連携や活動の推進に向けた取組を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～ 「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～ 「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

施策１３　市民の学習活動への支援内容の充実

政策名	4　学びあい、教えあう社会教育の推進		
施策名	13　市民の学習活動への支援内容の充実	担当課	社会教育課
現状と課題	自由時間の増大を背景に、生きがいや心の豊かさを求める時代となり、生涯学習に対する市民の関心が高まり、学習活動に対するニーズは多様化・高度化しています。市民の主体的な学習活動への支援や、学ぶ機会としての社会教育の充実が求められています。		
基本的方向	時代にあった生涯学習の基礎づくりを進めるためにも全市的な取組みはもとより、各地区の特色を生かした市民の主体的な生涯学習活動の支援を推進します。		
施策内容	1　市民の学習活動に対する意欲に応えるため身近な学習機会の充実に努め、学びを通したコミュニティづくりに向け、市民が主体的に取り組む学習活動を支援します。 2　社会教育関係団体や市民の主体的な学習活動に対し、団体が自ら個性ある活動を継続するための人材育成や団体運営に対する支援の充実を図るとともに、学んだ成果を生かす機会や相互に交流する場を提供します。 3　市内のそれぞれの地域が、個性豊かに地域の実情にあった学習活動を展開できるよう、市民と行政との協働による活動を推進します。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
生涯学習市民活動団体支援事業	生涯学習の振興のために、市民団体が主体的に企画実施する生涯学習に関する事業へ財政的な支援を行い、市民に多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習に取り組む団体を育成する。 市民団体等が企画した、講座・発表会・コンサート・スポーツ大会等の実施に対し、補助対象経費から事業に係る収入を控除した額の1／2以内30万円を限度に助成する。	市民の主体的な活動を支援する事業であることから、活動を助長及び活性化つながっている。年度によって助成事業数にバラつきはあるが、成果は上がっている。	b
元気フェスティバル連携事業	市民の生涯学習に対する理解や関心を深めるとともに、市民及び団体の交流を促進する。 平成16年度から名称を「元気フェスティバルinきたひろしま」に改め、内容を拡充し、市民と行政の協働で事業を企画し、実施する。	参加する市民団体で構成された実行委員会で事業を行うことにより、市民に定着した事業となっていることから、事業運営の手段としては有効である。参加団体が増加傾向にあることから、今後については市民のイベント参加者の増員方法について検討を行う。また、令和2年度においては新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中止となった。	c
生涯学習振興会支援事業	生涯学習の振興や地域づくり・ｺﾐｭﾆﾃｨ活動の要として、各地区における住民主導の組織「生涯学習振興会」に対する支援を行い地域の生涯学習の推進を図る。 ・西部・西の里・大曲・東部地区生涯学習振興会が実施する事業に対し支援する。 ・学校支援地域本部など、他団体との連携を強化するための組織体系を検討する。	各地区の特色を活かした活動が展開されており、計画通りに成果が上がっている。また、一つの事業を複数回に分けて実施するなど、限られた事業数の中で効果的な展開を行っている。	a

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
生涯学習活動の機会の充実に対する市民の満足度	市民意識調査による現状の満足度（※偏差値）	市民	52.6 （H26）	51.7 （H30）	↗	社会教育の推進方針	c
元気フェスティバル来場者数	学習成果の発表の場である元気フェスティバルに来場した人数（実行委員会関係者を含む来場者数（概算）	市民	3,000人 （H27）	中止	↘	社会教育の推進方針	c
生涯学習振興会設置数	学びを通したコミュニティの活性化、人づくりのため地域住民が参画する生涯学習振興会の設置数	市民	4箇所 （H27）	4箇所	4箇所	社会教育の推進方針 ※総合計画指標	a

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○	

第2章　施策別点検・評価

今後の方向性	・生涯学習市民活動団体支援事業については、生涯学習の推進・社会教育関係団体の育成のため、対象となる団体・要件について検討を行いながら、当面は現状継続とし昨年同様の内容で助成を行う。 ・元気フェスティバル連携事業については、参加団体も増えてきていることから、現状継続とし、団体募集の方法等を効果的に行いながら、市民主体の事業がより魅力のあるものとなるよう、実行委員会での活発な議論をはたらきかける。 ・生涯学習振興会支援事業については、現状継続とし、社会教育主事と各地区生涯学習推進アドバイザーとが連携し、各地区の振興会の活動を丁寧にサポートし、振興会の事業をきっかけとした市民の生涯学習の推進を行う。また、学校支援地域本部事業において国が新たに示した地域学校協働活動への連携について検討する。

教育施策審議会による意見	・生涯学習市民活動団体支援事業について、市民が活動を発表する場となって生きがいを見出していることから、今後も継続していただき、市民の参加を促すような情報発信や活動の充実、感染症対策に取り組んでいただきたい。 ・生涯学習振興会支援事業については、各地区生涯学習推進アドバイザーが中心となり、工夫された効果的な活動を行っているため、地域学校協働活動への連携につながるよう取組を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～ 「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～ 「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策１４　地域や世代を見据えた学習機会の充実

政策名	4　学びあい、教えあう社会教育の推進		
施策名	14　地域や世代を見据えた学習機会の充実	担当課	社会教育課、文化課
現状と課題	必要な情報が適切に提供されるためのシステムづくりが求められてきていることから、市民の学習ニーズを的確に把握し、市民が主体的・意欲的に生涯学習に参加できるよう、多様な学習機会を創出するとともに、学習プログラムを工夫していく必要があります。 市民の学習ニーズは、これまでの趣味・教養的な自己実現型だけでなく、少子高齢化に対応した福祉・健康・環境・子育て・防犯などの日常生活や、地域の課題解決に向けた学習機会への要望も増加しています。		
基本的方向	国際化の進展や社会の変化に適切に対応していくために、社会の要請や個人の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。		
施策内容	1　各世代別での学習ニーズに応え、産･学･官･民の連携を図り、多様で豊かな学習機会や交流機会の提供を推進します。 2　社会の要請や個人の多様な学習ニーズに対応するため、実情に合った学習機会の提供を推進します。 3　市民の多様な学習ニーズへの対応や、主体的な学習活動を支援するための情報提供に努め、学習活動への効果的な支援を促進します。 4　市民の主体的な学習をサポートするため、IT予約システムなどにより、社会教育施設や公共施設のネットワーク化を図ります。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
国際交流事業	地域に根ざした国際交流事業の実施を通して、市民レベルの相互理解と友好親善を目的に活動する、北広島国際交流協議会を支援する。 高校生を対象にカナダ・サスカツーン市との相互交流（受入れ・派遣） 市民交流事業の実施（関係団体との連携事業、イングリッシュミーティング等） 組織の強化（会員拡大、ホームステイ等ボランティアの拡大） サスカツーン市派遣交流30周年記念の事業の検討 今後の派遣交流の安定的な実施のために継続した協議の実施	多くの市民に国際交流活動を理解していただくことで、より効果的・効率的に成果が上がるため、市民へのPRや効果的な手法を検討し、組織の拡大を図る必要がある。	b
中央公民館活動推進事業	市民の主体的な学習活動を積極的に支援するとともに、サークルや団体の学習成果発表の場を提供する。	事業統合や事業内容の精査により、経費を削減及び適切な事業運営に努めていることから成果が上がっている。	a
生涯学習支援情報システム整備事業（2019年度より図書館情報システム等管理事業）	生涯学習支援情報システムを運用し、図書館及び市内公共施設が持つ学習機能の充実を図るとともに、使用料の管理など安全で安心できる施設運営を補助する。	図書館資料の管理や情報提供、統計業務等、広く活用されており、施設の運営には欠くことのできない状況となっている。	a

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
国際交流事業参加者数	国際交流に関する事業に参加した人数	高校生	34人（H26）	0人（中止）	↗	社会教育の推進方針	c

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○	

今後の方向性

・国際交流事業については、異文化に対する理解と国際感覚豊かな人材を育成するため、市民に対する啓発活動を北広島国際交流協議会とともに企画立案していくCIR（国際交流員）の活用を検討する。
・フレンドリーセンター運営事業については、障がい児・者の学びの場の提供は市民の生涯学習推進の観点から、中央公民館活動推進事業に統合し、現状の夏季・冬季の事業を継続しながら、より効果的な実施方法を検討する。
・中央公民館活動推進事業については、中央公民館の利用者が主体的に学ぶことの大切さを踏まえ、学びのきっかけづくりとなる事業を検討する。
・生涯学習支援情報システム整備事業については、、2019年より図書館情報システムとして、施設予約システム・チケット販売システムを切り離し、図書館及び地区図書室が持つ図書館機能の充実を図るとともに、今後も安定した運用と適正な管理を現状継続していく。

教育施策審議会による意見

・国際交流事業については、今日的な社会情勢や国際交流の在り方を検討し、SDGsも意識した活動を推進していただきたい。
・オンラインを活用した遠隔会議や学習システムを、市民団体が手軽に使えるための環境づくりや利用方法の学習機会の整備に向けた検討を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策１５　　施設の充実による学習環境の整備

政策名	4　学びあい、教えあう社会教育の推進		
施策名	15　施設の充実による学習環境の整備	担当課	社会教育課
現状と課題	高齢者の地域社会への参加が進んでおり、これらの方々が地域での生涯学習や市民活動の担い手として、主体的に学ぶことができ、学習成果をわかちあうことのできる活動を支援していくため、学習環境を整備していく必要があります。また、これらの活動を円滑に進めていくためにも、関係施設・設備などを充実していくことが必要です。		
基本的方向	学習活動を効果的に支援していくために、施設・設備の充実など学習環境の整備を促進します。		
施策内容	1　生涯学習活動の推進や社会教育の充実に向け、市民がより利用しやすい社会教育施設の運営を図ります。 2　市民の主体的な学習活動を支援するための学習環境を整備するとともに、中央公民館など既存施設の有効活用を図ります。 3　学習や研修の機会を提供する施設の計画的な整備を進めます。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
林間学園・レクリエーションの森開放事業（社会教育経費）	自然体験、憩いの場として林間学園・レクリエーションの森を開放する。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、炉場の使用禁止や管理棟の専用使用の中止を行った。また、給水管や、トイレ、アスレチックの修繕を行い、施設の改善を行った	b
公民館管理事業（社会教育経費）	市民が利用しやすい施設となるよう中央及び西の里公民館を管理、運営する。	快適に利用できるよう、施設の維持管理を行った	b
社会教育施設等草刈経費（社会教育経費）	快適に利用できる施設となるよう社会教育施設等（駅西口広場・中央公民館・西の里公民館・レクの森）の草刈りを行う。	快適に利用できるよう、関係施設の草刈りを行った	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
公民館の利用者数	中央公民館、西の里公民館の利用人数	市民	32,538人（H25）	10,757人	↗	社会教育の推進方針	b
レクリエーションの森の利用者数	林間学園・レクリエーションの森を利用した人数	市民	29,214人（H26）	18,790人	↗	社会教育の推進方針	b

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○	

今後の方向性

・林間学園・レクリエーションの森開放事業については、身近な自然と触れ合える施設として、安全・安心に利用してもらえるよう努めていく。
・公民館管理事業については、市民が安全で安心に利用できるような管理に努めていく。
・社会教育施設等草刈については、施設の状況に応じ実施していく。

教育施策審議会による意見	・社会教育施設については、安心・安全で市民がより利用しやすくなるよう、関連施設と連携を図り、引き続き人的・物的環境の整備や推進をしていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R1目標値：推進計画≪平成31～32年度≫、R2目標値：社会教育の推進方針でR2まで長期設定の場合

第2章　施策別点検・評価

施策１６　　エコミュージアム構想の展開

政策名	5　郷土愛を育む教育活動の推進		
施策名	16　エコミュージアム構想の展開	担当課	エコミュージアムセンター
現状と課題	市民が身近なものとして郷土の歴史や文化に親しみ、正しく理解し、郷土を愛する心を育むことが大切です。 市民自らが、郷土の歴史と文化の理解に努めるとともに、次の世代へ継承するための取組みとして、地域の遺産をあるがままに保存し、活用する「北広島エコミュージアム構想（まるごときたひろ博物館）」を進める必要があります。		
基本的方向	市民のだれもが北広島を良く知り、誇りに思う心を培うとともに、北広島の自然や歴史的遺産を大切に守り育てることができるよう、学習機会の充実や市民参加による事業を推進します。		
施策内容	1　文化遺産の継承を図るため、郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民の文化財を大切に守る心を培い、市民が身近に郷土文化財などにふれることができるようエコミュージアム構想を推進します。 2　市民参加による郷土学習や体験学習を通して、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育む学習機会を提供します。 3　エコミュージアム構想を推進し、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・活用する環境を整備します。 4　重要な郷土資料の保全、住民活動の拠点、情報サービスの発信・提供、資料の展示、学校等と連携した郷土の教育普及活動を充実します。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
エコミュージアム普及推進事業	市民が文化財・郷土資料等について理解を深めるとともに、文化財を大切に守る心を培い、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育むため、市民参加による郷土学習や体験学習機会の提供、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・活用する環境の整備等を行い、エコミュージアム構想を推進する。	エコミュージアムセンターが主催する、「まちを好きになる市民大学」については、当初のスケジュールを延期するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した運営となったが、順調に運営することができた。また、卒業生による組織については、新型コロナウイルス感染対策に配慮しつつ、各種事業の運営を行っていたが、限られた状況下ではあったが、一定の活動を展開することができていた。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
まるごときたひろ博物館員数	市民大学修了者による「まるごときたひろ博物館員」認定者数	市民	93人（H27）	153人	140人	社会教育の推進方針	a
サテライトの指定数	サテライト候補地を指定地とする件数	サテライト	0件（H26）	1件	5件	社会教育の推進方針	b

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
○		

今後の方向性	・エコミュージアム普及推進事業については、まちの歴史や自然などに関する学習の機会を提供し、理解を深め、まちに対する今後も郷土愛を育み、魅力あるまちづくりを進めるうえで欠くことができない要素であることから、本事業を現状継続する。 ・市民協働による事業をより一層推進していくとともに、市内各地のサテライト指定を進めていく。 ・以上2点の活動に加え、新型コロナウイルス感染症等の感染防止に関し、これまでの直接的な活動のほか、各種メディアを活用した方策について検討を進めていく必要がある。

教育施策審議会による意見	・市民が、郷土「北広島」を愛し、誇りに思う心を培うことができるよう、遺産の保存・活用や情報発信の工夫をするなど、今後も内容の充実・発展に取り組んでいただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策１７　文化財の保存と活用

政策名	5　郷土愛を育む教育活動の推進		
施策名	17　文化財の保存と活用	担当課	エコミュージアムセンター
現状と課題	国指定の史跡である旧島松駅逓所や特別天然記念物野幌原始林などの貴重な文化遺産、太古の様子を物語る自然や化石などを守り、次の世代へ正しく継承していく必要があります。		
基本的方向	郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民が身近に郷土文化財などにふれることができる環境の整備を推進します。		
施策内容	1　史跡や歴史資料を適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の、保護を進めます。 2　郷土の歴史、自然等の調査研究や資料の収集・保存を進めます。また、市文化財の指定を行い保存します。 3　郷土文化の伝承に対する支援を進めます。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
文化財保存・活用事業	国指定及び市指定文化財をはじめとする市内の貴重な郷土の歴史資料や伝統的遺産を守り、次の世代へ正しく継承していくため、これらの保存・活用を進めるとともに、市民が身近に郷土文化財などに触れることができる環境の整備を推進する。	旧島松駅逓所では、年間6000人程度の観覧者があり、貴重な歴史的遺産として存在価値は大であると考えられる。例年行っている、常設展や企画展等の事業については、新型コロナウイルス感染症拡大に配慮した運営となったが、限られた内容においても、市民の参加が得られ一定の成果が感じられるものとなった。	b
郷土文化伝承支援事業	北広島の郷土芸能として「広島音頭」及び「北広島ふるさと太鼓」を広く市民に普及させ後世に伝えるため、保存・継承していくことを支援する。	伝承保存活動として、関係団体において例年行っている学校での普及指導活動や、各種催しでの活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止策のため活動の機会を失う状況になったことから、組織内部の研修に重点を置いた活動を中心に展開され、会員の資質の向上に努める活動となった。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
市の歴史や文化に対する意識の浸透に対する市民の満足度	市民意識調査による現状の満足度（※偏差値）	市民	51.7 （H26）	51.2 （H30）	↗	社会教育の推進方針	b
旧島松駅逓所年間来観者数	開館期間中の来館者数	市民ほか	7,142人 （H27）	5,470人	↗	社会教育の推進方針	b

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○	

今後の方向性

・文化財保存・活用事業については、北広島の多くの文化財や郷土資料を通じてまちの歴史など知ってもらい、郷土に対する愛着とふるさと意識の高揚を図るため、関係する事業についてHPの活用やわかりやすい資料の掲示など、工夫が必要となる。
・郷土文化伝承支援事業については、本市の数少ない郷土芸能である広島音頭、ふるさと太鼓が保存されることにより、イベントなどで多くの市民がこれらに触れることができ、まちの賑わいや愛着醸成につながることから、活用の場の確保や内容の紹介などを進めていく必要がある。
・以上2点の活動に加え、新型コロナウイルス感染症等の感染防止に関し、これまでの直接的な指導・発表のほか、各種メディアを活用した普及の方策について、各団体とも協議を行い、支援を進めていく必要がある。

教育施策審議会による意見	・郷土の歴史や遺産・文化の伝承・継承は「北広島」の特色につながるものであることから、今後も丁寧に調査、保存し、事業・活動の支援を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策１８　図書館サービスの充実

政策名	6　生涯にわたる読書活動の推進		
施策名	18　図書館サービスの充実	担当課	文化課
現状と課題	北広島市図書館は、これまでに市民の読書・生涯学習拠点として大きな役割を果たしてきました。今後も市民が、読書や学習活動を継続することができる資料や情報を提供するとともに、市民との協働による読書環境の充実を図ることが求められています。 現在の図書館や学校図書館は、市民や民間事業者など多くの参加が図られていることから、官民協働を基盤とした生涯学習の拠点として推進していく必要があります。		
基本的方向	子どもから高齢者まで、あらゆる世代で読書や学習を続けられるよう、市民との協働により図書館サービスの充実を図ります。		
施策内容	1　市民が求める資料と情報の提供を図るため、図書館及び地区分館での図書や雑誌などの資料の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。 2　地域・学校の読書ネットワークを整備し、読書を楽しみ、学びあう市民意識を醸成します。 3　図書館フィールドネットなどの市民との協働により、子どもから高齢者までの生涯を通した読書活動の充実をめざします。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
図書館サービス提供事業	図書館サービスの根幹である図書、記録、郷土資料、視聴覚資料などの収集を図書館資料充実プランに基づき進めていく。 情報検索データベースを利用したレファレンスサービスなど、質の高い図書館サービスを提供していく。 高齢者や障がい者で図書館に来館が困難な市民を対象に、宅配サービスを提供し、読書推進を図っていく。 開設当初に設置した音訳機器の更新を行い、視覚障がい者の読書活動の支援を進める。	予約やリクエスト、相談業務等、市民からの直接の要望に応えるため、資料やデータベースを活用した質の高いサービスを行っている。年間貸出冊数は、全道的に高い水準を維持している。	b
図書館フィールドネット連携事業	図書館のボランティア団体で構成する北広島市図書館フィールドネット運営委員会を支援し、各種読書普及事業を通して市民の読書への関心・興味を高める。	図書館との連携により、団体が事業計画を作成し、企画運営することによって市民のための読書推進活動を展開することができ、多くの方が参加し成果を上げている。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
図書活動に親しむ機会や環境の充実に対する市民満足度	市民意識調査による現状の満足度（※偏差値）	市民	65.9 （H26）	73.7%	↗	社会教育の推進方針	b
図書館の年間貸出冊数	市民一人当たりへの年間貸出冊数（図書館・地区図書館）	市民	8.4冊 （H26）	6.7冊	→	社会教育の推進方針	b
図書館利用登録者の市民割合	図書館の館外貸出登録をしている 市民の割合で、図書館サービスの住民への浸透度	市民	41.0% （H26）	50.8%	→	社会教育の推進方針	a

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
○		

今後の方向性

・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で貸出数は減少しているが、図書館サービス提供事業については、新刊やリクエストなど利用者の要望に沿った資料購入により、高い利用率を維持し、継続することが求められている。今後も生涯学習の情報発信の拠点施設として、幅広い市民要求に応えていくことが必要であり現状継続とする。
・図書館フィールドネット連携事業については、市民の要望を反映した読書活動の推進を継続するためには、ボランティアとの協働は不可欠であり、活動を支援・連携することは重要であることから現状継続とする。

教育施策審議会による意見

・図書館サービス提供事業については、情報収集データベースを活用した質の高いサービスを今後も継続して行っていただきたい。
・読みに困難をもつ子どもたちや障害の有無にかかわらず誰もが制限なく読書を楽しめるような機会の提供ができるよう、様々な媒体の整備など、読書活動支援を今後も継続して進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～ 「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～ 「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策１９　子どもの読書活動推進

政策名	6　生涯にわたる読書活動の推進		
施策名	19　子どもの読書活動推進	担当課	文化課
現状と課題	子どもの豊かな心を育むため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、自主的に読書活動が行うことができる環境の整備が求められています。		
基本的方向	子どもの読書活動については、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校が一体となった推進をめざします。		
施策内容	1　市民との協働を踏まえながら、学校図書館を中心とし読書環境整備を進めます。 2　学校図書館における蔵書の充実に努めるとともに、幼稚園・保育園での絵本巡回事業「小豆（あずき）」の利用拡大を図ります。		

事務事業の成果と評価	事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
	幼児読書活動推進事業 （図書館運営経費）	子どもの読書推進計画に基づき、就学前の幼児に身近で図書館に親しむ取組みとして、幼児絵本の巡回配置「小豆」を実施する。	保育所等での絵本巡回事業「小豆」は、16園で実施。	b

成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
	「小豆」設置園の割合	幼児図書巡回事業「小豆」の幼稚園・保育園に対する割合	幼・保	4園実施 21.0% （H27）	84.2%	↗	社会教育の推進方針	a
	「豆次郎」の利用状況	「豆次郎」の一人1ヶ月あたりの利用冊数	小学校	10冊 （H27.8～12）	未調査 （毎年行う調査ではないため）	↗	社会教育の推進方針	－
	図書館で活動するボランティア団体数	図書館で活動する関係ボランティア団体数	市民	10団体 （H27）	9団体	↗	社会教育の推進方針	b

施策の総合評価	A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
	○		

今後の方向性	・幼児読書活動推進事業については、大曲地区の地域まるごと読書支援モデル事業（保育園での家読パック（※）の配本、まちなか司書による保育施設の巡回等）の成果の検証を踏まえ、拡大していく。 ※家読パックとは、絵本のセット。

教育施策審議会による意見	・ネットに情報があふれる時代にあっても、子どもの想像力を豊かにする読書や読み聞かせは欠かせないものであるため、子どもたちへ読書の推進や学校図書館蔵書の充実など、「本」を読むことや「本」に触れる機会を、今後も継続していただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策２０　個性豊かな地域文化の振興

政策名	7　芸術文化活動の振興		
施策名	20　個性豊かな地域文化の振興	担当課	文化課
現状と課題	社会情勢が大きく変化する中、価値観の多様化などに伴い心の豊かさや生活への潤いが求められており、ますます人々の芸術文化への関心が高まっています。 芸術文化ホールでは、芸術文化を鑑賞する場や活動する機会の充実が図られてきました。 青少年の芸術文化活動への支援をさらに進める必要があります。 芸術文化ホールの安全性や芸術文化振興のための機能維持を図るため、計画的な改修を行うことが必要となっています。		
基本的方向	市民の芸術文化活動を振興するとともに、個性豊かな地域文化の創造に努めます。		
施策内容	1　優れた芸術文化活動に対して表彰を行うとともに、市民が主体的に取り組む芸術文化活動を積極的に支援します。 2　各種公演や講座、体験教室など、市民が芸術文化を気軽に体験できる機会を提供します。 3　青少年が芸術文化に触れる機会の充実に向け、学校との積極的な連携を進めます。 4　芸術文化活動に主体的に取り組んでいる市民団体やサークルを支援します。 5　芸術文化ホールの計画的な改修と整備を進め、利便性の向上を図ります。		

事務事業の成果と評価	事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
	文化賞・スポーツ賞等表彰事業	11月3日の文化の日に、優秀な芸術文化活動、スポーツ活動を行う市民（成人・青少年）や団体の顕彰を行う。 優秀な芸術文化活動、スポーツ活動の顕彰を通し、市民の芸術文化活動、スポーツ活動に対する意欲の向上を図るとともに、心豊かな生活の一助になることを目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策のため、大会・コンクール等が中止され、受賞者数が減少した面はあるが、例年一定数の推薦があげられていることから、制度は浸透していると考えられる。受賞者は、表彰後も活動を継続されており、地域の文化・スポーツ振興に寄与している。	b
	文化団体活動支援事業	芸術文化活動を行う各種団体に対し、各団体の芸術文化事業への支援を実施する。 市内の芸術文化の発展と推進、そのために行われる市民の芸術文化活動の支援を目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策のため、主催事業等の活動を中止することとなったが、北広島市文化連盟と北広島音楽協会は、共に継続して芸術文化に関する事業を実施しており、市民の参加も相当数あることから、芸術文化の振興に寄与している。	b
	市民文化祭奨励事業	市民の芸術文化活動を発表する機会の提供とその支援を行う。 市内の芸術文化の発展と推進、また、そのために行われる市民の芸術文化活動を支援することを目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策のため、総合文化祭を初めとする各文化祭を中止することとなったが、文化活動への関心を高める一つの動機づけとなっていることや、活動が生きがいづくりにもなっているものと考えられる。各地域においては、学校との連携もあり、地域づくりにも寄与している。	b
	文化施設修繕事業	文化施設の安全性や利便性などの機能維持を図るため、各機器等の耐用年数なども考慮しながら、保守点検等で不具合が確認された設備や箇所を計画的に修繕する。	施設内の定期点検や設備の耐久年数により、計画的な整備や修繕を進めていくことで、安全で快適に利用できる環境が保たれている。	b
	芸術文化ホール設備修繕事業	芸術文化ホール（客席、舞台、音響、照明、設備等）の安全性や芸術文化振興のための機能維持を図るため、各機器等の耐用年数なども考慮しながら、保守点検等で不具合が確認された設備や箇所を修繕する。	定期点検の結果や設備ごとの耐用年数により、計画的な整備や修繕を進めていくことで、安全な施設運営を行うことができる。	b
	青少年芸術文化大会出場支援事業	青少年における芸術文化に関する大会に出場する個人又は団体に対し、その費用の一部を助成する。 青少年の優れた芸術文化活動の振興を図ることを目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策のため、大会・コンクール等が中止され、助成対象者数が減少したと考えられるが、実施初年度から一定数申請があり、芸術文化活動の振興を図る上で有効な事業である。	b

第2章　施策別点検・評価

	成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
成果を示す主な指標	芸術や文化に触れ親しむ機会の充実に対する市民満足度	市民意識調査による現状の満足度（※偏差値）	市民	59.3 （H26）	57 （H30）	65	社会教育の推進方針	c
	芸術文化ホール利用者数	芸術文化ホール（ホール・楽屋・ギャラリー・活動室・練習室）の利用者数	市民	95,433人 （H26）	32,105人	110,000人	社会教育の推進方針	c
	文化賞等の受賞者数	優れた芸術文化の活動による、文化賞等の受賞者数	市民	9件 （H27）	3件	10件	社会教育の推進方針	c

施策の総合評価	A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
			○

今後の方向性	・文化賞・スポーツ賞等表彰事業については、市民の芸術文化活動、スポーツ活動を振興するため事業を継続することが必要であることから現状継続とする。 ・文化団体活動支援事業については、芸術文化の振興には欠くことの出来ない団体であり、継続した支援が必要である。多くの市民に芸術文化活動に親しんでもらえる事業の推進に努めていくことが必要であることから現状継続とする。 ・市民文化祭奨励事業については、全市的な事業展開を行っており、適切な執行を指導し、支援を継続していくことが必要であることから現状継続とする。 ・文化施設修繕事業については、施設の安全な運営を進めるため、令和元年度に策定した個別施設計画に基づいた計画的な改修が必要であることから現状継続とする。 ・芸術文化ホール設備修繕事業については、今後も施設の安全な運営を進めるため、計画的な修繕が必要であることから現状継続とする。 ・青少年芸術文化大会出場支援事業については、青少年の優れた芸術文化活動の振興を図ることから現状継続とする。 ・成果指標について、芸術文化の振興を評価するために適した基準を検討していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症により、ブロックや全国大会等のコンクールや市内における各種事業の中止、施設の臨時休館等により施設利用者数に大きな影響が生じている。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、施設や事業の運営方策を検討していく必要がある。

教育施策審議会による意見	・今後も事業を継続していただき、将来を見据えた実施可能な計画の策定に取り組んでいただきたい。 ・成果指標については、実績値や実績数だけでは、判断できないこともあるため、「満足度」等の新たな基準についても検討を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検･評価

施策２１　市民等との連携による芸術文化活動の展開

政策名	7　芸術文化活動の振興		
施策名	21　市民等との連携による芸術文化活動の展開	担当課	文化課
現状と課題	芸術文化ホールの運営にあたり、地域住民との協働により、芸術文化に親しむことができる環境の充実を図ることが必要です。 そのため、関係機関との連携や市民主体に取り組む活動を支援する体制の整備を進めることが必要です。		
基本的方向	芸術文化振興プランに基づき、芸術文化の創造を担う人材の育成と市民等との協働による芸術文化活動のさらなる振興を図ります。		
施策内容	1　地域の文化活動を支援する財団法人等や地域貢献活動を行う企業との共催、他の公共ホールなどとの連携を推進します。 2　芸術文化ホールなどの活用により、市民が芸術文化に親しめる環境づくりを進めます。 3　市民との協働により、ボランティア組織の拡充を図りながら、芸術文化ホールの運営を進めます。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
芸術文化ホール運営委員会連携事業	北広島市芸術文化振興プランに基づき、市民との協働で芸術鑑賞型事業及び芸術創造事業を展開するため、北広島市芸術文化ホール運営委員会に交付金を交付する。	新型コロナウイルス感染症対策のため、4月から8月まで主催事業を中止するとともに、9月以降は、国や道の要請に基づき収容率を制限する等の対策を行い事業を実施した。 事業ごとに実施しているアンケート結果は良好であり、好評を得ているところである。 ホールの特性に合った事業展開により、多くの市民に鑑賞されるよう工夫された展開となっている。	b
花ホールスタッフの会支援等事業	芸術文化ホール（花ホール）を拠点に活動する花ホールスタッフの会に交付金を交付し、市及び運営委員会が主催する鑑賞事業のサポート活動やバーコーナー運営、貸館サポート活動を展開する。また、花ホールスタッフの会の会員数拡大とボランティア活動の資質向上を図る。 芸術文化ホールの事業運営を市民との協働で行うことを目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策のため、バーコーナー、クロークの運営を通年休止したが、ボランティアのサポートにより、安定したホール運営が可能となっている。 スタッフ自らにおいても、資質向上のための研修を行っている。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
運営委員会事業参加者数	芸術文化ホール運営委員会主催事業への参加者数	市民	8,562人（H26）	1,997人	7,000人	社会教育の推進方針	c
運営委員会主催事業の定員充足率	芸術文化ホール運営委員会主催事業の定員の充足率	市民	73%（H26）	68.9%	↗	社会教育の推進方針	c
ボランティア登録者数	芸術文化ホールを支えるボランティアの登録者数	市民	34人（H27）	41名	50人	社会教育の推進方針	b

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
		○

今後の方向性

・芸術文化ホール運営委員会連携事業については、現状継続とするが、今後、運営委員会の役割や事業運営の方策などについて検討を行うことが必要である。
・花ホールスタッフの会支援事業については、芸術文化ホールの運営が円滑に行われるためにも不可欠な団体であり、継続した支援を行うことが必要であることから現状継続とする。
・成果指標について、芸術文化の振興を評価するために適した基準を検討していく必要がある。
・新型コロナウイルス感染症により、催物の中止や鑑賞自粛意識の高まり等、集客に大きな影響が生じている。今後は感染症対策を踏まえた、事業の運営方策を検討していく必要がある。

教育施策審議会による意見

・ボランティア登録者数は市民の関心の現れの数ともいえる数字であり、安定した運営・活動の充実には不可欠であることから、市民により関心を持っていただけるよう、将来を見据えた計画に取組んでいただきたい。
・成果指標については、実績値や実績数だけでは、判断できないこともあるため、「満足度」等の新たな基準についても検討を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a･bのみ」、「B　A･B以外」、「C　b･cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第2章　施策別点検・評価

施策２２　健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進

政策名	8　健康づくりとスポーツ活動の推進		
施策名	22　健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進	担当課	社会教育課
現状と課題	市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。 健康志向の高まりや、団塊世代の定年等によるライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズや利用者層の変化に応じた健康・体力づくり機会の拡充と、アダプテッド・スポーツ（※）の視点が求められています。 ※アダプテッド・スポーツ ルールや用具を障がいの種類や程度に適合（adapt）することによって、障がいのある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人であっても参加することができるスポーツのこと。		
基本的方向	市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進します。		
施策内容	1　市民だれもが健康で生きがいのある生活がおくれるよう、市民との協働による各種スポーツ教室やスポーツ活動の推進、健康・体力づくり機会の拡充を図ります。 2　市民の自主的な参加と健康・体力づくり機会を拡充するため、各種スポーツイベントの開催をはじめとするスポーツ事業の推進を図ります。 3　スポーツ推進委員や生涯学習振興会と連携し、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
市民スポーツ活動推進事業	市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進する。	新型コロナウイルスの影響から、中止となった事業もあったが、感染情勢を考慮した代替事業を実施し、市民のスポーツ活動支援に貢献できた。	b
きたひろしま30km ロードレース連携事業	健康で生きがいのあるスポーツ活動の促進を図るためにきたひろしま30kmロードレースを開催する実行委員会と連携する。	2020年度は新型コロナウイルス感染対策のため大会を中止したことから、実行委員会が実施する参加料返還業務などについて支援を行った	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
運動・スポーツが好きな児童生徒の割合	児童（小学校5年生）、生徒（中学2年生）に対するアンケートの結果	小5	小96.7%（H26）	90.3%（R1）	↗	社会教育の推進方針	c
		中2	中87.6%（H26）	83.3%（R1）	↗	社会教育の推進方針	c
スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会や環境の充実に対する市民満足度	市民意識調査による現状の満足度（※偏差値）	市民	57.3（H26）	53.1（H30）	↗	社会教育の推進方針	c
スポーツ大会、スポーツ教室・講習会の定員充足率	市教育委員会が主催するスポーツ大会、スポーツ教室・講習会への定員充足率	市民	82.3%（H26）	52.9%	↗	社会教育の推進方針	c

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
		○

今後の方向性

・市民スポーツ活動推進事業については、現状継続とするが、各事業への支援の必要性について検討する。
・きたひろしま30kmロードレース連携事業については、大会認知度の向上等により参加ランナー数が伸びている。会場の安全面の確保（来場者の混乱の抑止等）の観点から、参加者だけでなく応援者等が多数利用するメイン会場の仮設トイレの充実やコース上に設ける給水・給食の充実が必要となっており、効率的な大会運営ができるよう実行委員会への支援の拡大が望まれる。
・今後も新型コロナウィルスの影響により、中止の可能性が懸念される事業もあるが、代替事業の実施など情勢に応じた対応を可能な限り行っていく。

教育施策審議会による意見

・幼児や児童から高齢者まで、市民だれもが健康で生きがいのあるスポーツ活動に親しめるよう、スポーツや運動が苦手な人などを対象とした簡単に楽しく体を動かせる運動の情報発信や、将来を見据えた事業の展開について検討を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～　「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～　「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R1目標値：推進計画≪平成31～32年度≫、R2目標値：社会教育の推進方針でR2まで長期設定の場合

第2章　施策別点検・評価

施策２３　競技スポーツの振興

政策名	8　健康づくりとスポーツ活動の推進		
施策名	23　競技スポーツの振興	担当課	社会教育課
現状と課題	市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。 子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、小中学生の運動不足や体力低下、スポーツ離れなどが問題となっています。スポーツなどを通じて、子どもの心と体の発達を支援することが重要になってきていることから、幼年期を含めたスポーツ活動の底辺拡大を図る必要があります。		
基本的方向	競技スポーツを振興するため、スポーツ選手の育成や支援に努めます。 全道大会や全国大会への出場など、大きな目標をもった青少年の夢と希望を実現するスポーツの振興を図ります。		
施策内容	1　ジュニアスポーツ活動の振興を図るため、スポーツアカデミーにおける事業に取り組みます。 2　国際大会や全国大会等への出場を支援するほか、スポーツ大会において優秀な成績を収めた市民を表彰し、市民の自発的なスポーツ活動の振興と奨励を図ります。 3　市体育協会やスポーツ少年団本部に対して支援を行い、団体の組織強化と育成を図ることで、競技者のスポーツ活動の振興を図ります。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
スポーツアカデミー事業	全国、国際レベルの選手育成及び青少年の健全育成を図るため、ジュニアスポーツ選手強化育成事業、底辺拡大事業、指導者養成事業、中学校部活動支援事業を実施する。	新型コロナウイルスの影響から、中止となった事業もあったが、オンラインでの実施など感染対策を講じたうえで実施し、スポーツの振興に貢献できた。	b
スポーツ大会出場支援事業	全道・全国・国際規模のスポーツ大会に出場するものに対して出場費の一部助成を行うことによって、市民の自発的なスポーツ活動を助長し、市のスポーツ振興を図る。	新型コロナウイルスの影響により、多くのスポーツ大会が中止となったことから申請数は減少しているが、大会自体が少ないながらも申請が上がってきており、本事業の一定の成果を収めている。	b
体育協会活動支援事業	本市のスポーツの普及・振興を図るため、北広島市体育協会の運営費及び事業費に対し、補助金を交付する。	新型コロナウイルスの影響から中止となった事業もあったが、スポーツ関係団体を総括し、各種事業を開催することにより、市民の健康や体力向上が図られていることから、成果はあがっている。	b
スポーツ少年団育成事業	青少年の健全育成やスポーツ少年団の組織強化と自主的な活動の推進のため、スポーツ少年団の運営費及び事業費に対し、スポーツ少年団本部を通じて補助金を交付する。	新型コロナウイルスの影響から中止となった事業もあったが、青少年の健全育成に努め、スポーツ少年団の組織強化と自主的な活動推進に寄与できているため成果はあがっている。	b

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
スポーツ大会への出場支援数	全道・全国・国際大会への出場支援の件数	市民	37件（125人）（H26）	10件（26人）	↗	社会教育の推進方針	c

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
		○

今後の方向性

・スポーツアカデミー事業については、現状継続とし、ジュニアスポーツ選手強化育成事業のほか、各種事業を実施する。
・スポーツ大会出場支援事業については、現状継続とし、スポーツ大会に出場する個人・団体に対して、引き続き出場費の一部助成を行う。
・体育協会活動支援事業については、現状継続とし、加盟団体と連携しながらスポーツ教室・講習会の開催など市民の健康・体力づくりを支援する。
・スポーツ少年団育成事業については、現状継続とし、スポーツ少年団の組織強化と自主的な活動を支援する。.
・今後も新型コロナウィルスの影響により、中止の可能性が懸念される事業もあるが、代替事業の実施など情勢に応じた対応を可能な限り行っていく。

教育施策審議会による意見

・体育協会活動支援事業やスポーツ少年団育成事業において、トップレベルの技術に触れあえるスポーツ教室や講演会、観戦の機会等の開催を検討し、スポーツの振興を計画的に進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～ 「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～ 「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R1目標値：推進計画≪平成31～32年度≫、R2目標値：社会教育の推進方針でR2まで長期設定の場合

第2章　施策別点検・評価

施策２４　スポーツ施設の整備と運営

政策名	8　健康づくりとスポーツ活動の推進		
施策名	24　スポーツ施設の整備と運営	担当課	社会教育課
現状と課題	市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。 日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援する施設の機能充実と計画的な整備に努める必要があります。 本市では、住民プールの簡易温水化など施設の機能の向上や、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を提供するため、スポーツ施設の充実や各種スポーツ教室の開催、学校体育施設の開放などに取り組む必要があります。		
基本的方向	多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を図ります。		
施策内容	1　市民が安心し利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備と改修を進めます。 2　日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、学校開放事業（全小中学校）をはじめとしたスポーツ環境の向上を図ります。 3　運動広場の整備を進め、市民が快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える場づくりを図ります。		

事務事業の成果と評価

事　業　名	概　　要	主な成果（達成度）	評価
学校施設（体育館）開放事業	市民の健康維持及び体力向上に資するため、小中学校体育館の開放を行いスポーツ活動の場を提供する。	新型コロナウィルス感染拡大防止のため、体育館の利用を休止した時期もあったが、概ね計画どおり成果が上がっている。	a

成果を示す主な指標

成果指標	指標の概要	対象	基準値	R2実績値	R2目標値	指標の根拠	評価
体育施設の利用者数	総合体育館、各地区体育館、プール、テニスコート、緑葉公園野球場、自然の森キャンプ場、相撲場の利用者数	市民	280,472人（H26）	126,694人	290,000人	市総合計画 社会教育の推進方針	b

施策の総合評価

A　期待した成果があった	B　一定の成果があった	C　見直しや改善が必要
○		

今後の方向性	・学校施設（体育館）開放事業については、平成29年度から市内全小中学校での開放が可能になり、今後も現状継続とする。

教育施策審議会による意見	・学校行事や地域行事を踏まえながら、市民の健康と生きがいを大切にした学校開放を推進していただきたい。 ・総合体育館や各施設、テニスコート等利用促進に向けた事業や利用の為のアクセス等について方策の検討を進めていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～ 「a　期待した成果があった」、「b　一定の成果があった」、「c　見直しや改善が必要」の三段階で評価
※指標の『評価』欄について～ 「a　目標値以上」、「b　基準値以上」、「c　基準値以下」の三段階で評価
※『施策の総合評価』欄について～　事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A　a・bのみ」、「B　A・B以外」、「C　b・cのみ」の三段階で評価
※指標の『目標値』について～　R2目標値：推進計画≪令和2年度≫

第３章　教育委員会の活動状況

教育委員会の設置

教育委員会は、教育に関する事務を行うことを目的とした行政機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第２条）に基づき設置しています。この法律において、教育長及び教育委員、並びに教育委員会会議、事務局、教育委員会及び地方教育公共団体の長の職務権限など基本的な事項が規定されています。

なお、教育委員会の会議やその他運営については、同法の規定によるほか、「北広島市教育委員会会議規則」「北広島市教育委員会事務委任等規則」に基づいて行われています。

令和２年度 教育委員会の会議の開催概要

○　定例会の開催状況
・開催回数：12 回

○　臨時会の開催状況
・必要に応じて臨時に開催される会議
・開催回数：３回

○　主な議決案件について
・市議会提出議案の同意に関すること
・一般会計予算（教育費）の同意に関すること
・北広島市教育推進計画を策定すること
・附属機関等の委員を決定すること
・文化賞・スポーツ賞等の受賞者を決定すること　ほか

○　令和２年度 教育委員会会議関係 決算額
・教育委員会会議運営経費・・・２，５８７千円

※詳細な活動状況については、次のとおりである。

令和２年度 教育委員会会議の実施状況

回数	開　催　日		区　　分
1	令和２年４月16日	定例	令和２年 第５回教育委員会会議
2	令和２年４月27日	臨時	令和２年 第６回教育委員会会議
3	令和２年５月12日	定例	令和２年 第７回教育委員会会議
4	令和２年６月２日	定例	令和２年 第８回教育委員会会議
5	令和２年７月30日	定例	令和２年 第９回教育委員会会議
6	令和２年８月27日	定例	令和２年 第10回教育委員会会議
7	令和２年９月３日	定例	令和２年 第11回教育委員会会議
8	令和２年９月18日	臨時	令和２年 第12回教育委員会会議
9	令和２年10月７日	定例	令和２年 第13回教育委員会会議
10	令和２年11月６日	定例	令和２年 第14回教育委員会会議
11	令和２年12月22日	定例	令和２年 第15回教育委員会会議
12	令和３年１月26日	定例	令和３年 第１回教育委員会会議
13	令和３年２月３日	定例	令和３年 第２回教育委員会会議
14	令和３年３月４日	定例	令和３年 第３回教育委員会会議
15	令和３年３月23日	臨時	令和３年 第４回教育委員会会議

教育委員会会議の内容

区　　分	議　　案　　等	
令和２年第５回 （4/16 定例）	教育長の臨時代理に係る報告について（教職員の任用に関する内申について）	報告
	北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	議案
	北広島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について	
	北広島市学校管理規則の一部を改正する規則について	
	北広島市教育施策審議会委員の委嘱について	
	北広島市立大曲中学校区学校運営協議会委員の委嘱について	
	北広島市立緑陽中学校区学校運営協議会委員の委嘱について	
	北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について	
	北広島市教育支援委員会委員の委嘱について	
	北広島市いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について	
	北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について	
	北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について	
	北広島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について	
	北広島市社会教育委員の委嘱について	
	北広島市図書館協議会委員の任命について	
	第１地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出について	
	令和２年度北広島市奨学生選考の諮問について	

令和２年第６回 （4/27 臨時）	令和２年５月１日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について	議案
令和２年第７回 （5/12 定例）	教育行政報告について	報告
	市議会定例会提出議案について（財産の取得について）	議案
	市議会定例会提出議案について（令和２年度北広島市一般会計補正予算）	
	北広島市学校評議員の委嘱について	
	北広島市立西部中学校区学校運営協議会委員の委嘱について	
	北広島市小学校給食運営委員会委員の委嘱について	
	北広島市中学校給食運営委員会委員の委嘱について	
	特別天然記念物野幌原始林調査委員会委員の委嘱について	
	令和２年度北広島市奨学生の選定について	
令和２年第８回 （6/2 定例）	教育行政報告について	報告
	北広島市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について	議案
	北広島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の交通機関に要する費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱について	
	北広島市表彰審議会委員の推薦について	
	北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について	
令和２年第９回 （7/30 定例）	教育長の臨時代理に係る報告について（市議会定例会提出議案について）	報告
	教育長の臨時代理に係る報告について（教職員の任用に関する内申について）	
	北広島市いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について	議案
	北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について	
	北広島市英語検定等支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について	
	北広島市図書館協議会への諮問について	
令和２年第10回 （8/27 定例）	教育行政報告について	報告
	教育長の臨時代理に係る報告について（教職員の任用に関する内申について）	
	市議会定例会提出議案について（財産の取得について）	議案
	市議会定例会提出議案について（令和２年度北広島市一般会計補正予算）	
	令和３年度に使用する小学校用教科用図書の採択について	
	令和３年度に使用する中学校用教科用図書の採択について	
	令和３年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について	
	北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について	

令和２年第11回 （9/3 定例）	教育長の臨時代理に係る報告について（教職員の任用に関する内申について）	報告
	北広島市準要保護世帯昼食費支援事業実施要綱の制定について	議案
	北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和３年度～５年度）の策定について	
	（仮称）第２次北広島市芸術文化振興プランの策定について	
	令和２年度北広島市スポーツ賞等受賞者の選考について	
	令和２年度北広島市文化賞等受賞者の選考について	
	北広島市図書館協議会委員の任命について	
	旧島松駅逓所整備基本計画検討委員会委員の委嘱について	
	成年年齢引き下げに係る成人式の取扱いについて	
令和２年第12回 （9/18 臨時）	令和２年10月１日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について	議案
令和２年第13回 （10/7 定例）	教育長の臨時代理に係る報告について（市議会定例会提出議案について）	報告
	北広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について	議案
	北広島市教職員住宅委員会規程等の一部を改正する訓令について	
	北広島市学校関係者評価委員会開催要綱の一部を改正する要綱について	
	北広島市いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について	
	北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について	
	北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について	
	令和２年度北広島市スポーツ賞等受賞者について	
	令和２年度北広島市文化賞等受賞者について	
令和２年第14回 （11/6 定例）	教育行政報告について	報告
	教育長の臨時代理に係る報告について （令和２年度北広島市奨学生の追加選定について）	
	市議会定例会提出議案について（指定管理者の指定及び債務負担行為）	議案
	市議会定例会提出議案について（令和２年度北広島市一般会計補正予算）	
	北広島市教育振興基本計画（2021-2030）（案）について	
	北広島市スポーツ振興計画（案）について	
	北広島市スポーツ施設個別施設計画（案）について	
	令和元年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書の作成について	
令和２年第15回 （12/22 定例）	教育長の臨時代理に係る報告について（市議会定例会提出議案について）	報告
	教育長の臨時代理に係る報告について（教職員の任用に関する内申について）	
	教育長の臨時代理に係る報告について （教職員の懲戒処分に関する内申について）	
	北広島市立西部中学校区学校運営協議会委員の委嘱について	議案
	北広島市子どもの読書活動推進計画（第３次）（案）について	

令和３年第１回 （1/26 定例）	教育行政報告について	報告
	教育長の臨時代理に係る報告について （令和３年度全国学力・学習状況調査に参加することについて）	
	令和３年度北広島市学校教育の推進方針について	議案
	北広島市芸術文化振興プラン（第２次）（案）について	
	北広島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について	
	市議会定例会提出議案について （令和２年度北広島市一般会計補正予算）	
令和３年第２回 （2/3 定例）	北広島市教育振興基本計画（2021-2030）について	議案
	北広島市スポーツ振興計画について	
	北広島市スポーツ施設個別施設計画について	
	北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について	
	北広島市英語検定等支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について	
令和３年第３回 （3/4 定例）	北広島市教職員住宅の在り方に関する基本方針について	議案
	北広島市ラブホテル建築規制審議会委員の推薦について	
	令和３年４月１日付け教職員の人事異動に関する内申について	
令和３年第４回 （3/23 臨時）	北広島市学校教育情報化推進計画について	議案
	北広島市学校ＩＣＴ活用推進計画について	
	北広島市芸術文化振興プラン（第２次）について	
	北広島市子どもの読書活動推進計画（第３次）について	
	北広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について	
	北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について	
	北広島市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則について	
	北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について	
	北広島市教育委員会私有自動車公用使用規程の一部を改正する訓令について	
	北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱について	
	北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱を廃止する要綱について	
	市議会臨時会提出議案について（令和３年度北広島市一般会計補正予算）	
	令和３年４月１日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について	
	指導主事の任命について	
	令和３年４月１日付け教職員の人事異動に関する内申について	
	教職員の任用に関する内申について	
	北広島市文化財保護審議会委員の委嘱について	

資料 １

令和２年度　教育行政執行方針

Ⅰ　はじめに

令和２年第１回定例会の開会にあたり、令和２年度教育行政執行方針を申し上げます。

昨今の人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展、人工知能やロボティクス等の先端技術の高度化により、今後の社会や生活が大きく変わっていくものと予想されています。

こうした急速な社会変化の中、未来の創り手となる子どもたちには、郷土の歴史や文化に誇りを持ち、支え合いながら、生涯にわたり自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けていくことが求められており、学校教育と社会教育とが密接に関わりながら、地域社会が一体となって、子どもの成長を支えることが一層重要となっているところであります。

令和２年度から実施される新たな学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳や小学校における外国語の教科化、プログラミング的思考の学び、ＩＣＴを活用した情報活用能力の向上などが示され、変化の激しい社会に柔軟に対応できる資質・能力の育成が求められているところであります。

学校教育においては、子どもたちが主体的に判断し、行動をし、自ら課題を解決する「生きる力」を育成してまいります。その実現に向け、学校、家庭、地域が一体となって、小学校から中学校への連続した学びが確かなものとなるよう、小中一貫教育の進化に努めてまいります。

また、社会教育におきましては、市民の主体的な学びや、地域における生涯学習活動を支援するとともに、市民の多様なニーズに応じた学習機会の提供や、学習成果等が広く活かされる機会の提供を通して、生涯学習社会の実現に努めてまいります。

令和２年度は、「北広島市教育基本計画」の最終年度としての仕上げの年となります。現計画のテーマ「大志をいだき学ぶまち・きたひろしま」の下、目標の実現を目指して、「北広島市学校教育の推進方針」、「北広島市社会教育の推進方針」をはじめ、各施策分野におけるプランに基づき、教育行政を推進してまいります。

あわせて、「北広島市教育基本計画」の政策、施策を検証の上、市の次期総合計画策定の取組や国・北海道などの教育動向を踏まえ、令和３年度以降の本市の教育施策を計画的かつ着実に推進するため、次期教育振興基本計画の策定を進めてまいります。

Ⅱ 主な教育施策の推進

続きまして、教育行政の執行にあたり、教育基本計画の各分野における主要な施策について申し上げます。

１　「生きる力」を育む学校教育の推進

はじめに、「生きる力」を育む学校教育の推進についてであります。

幼児教育の振興につきましては、「北広島市幼児教育連携アクションプラン」に基づき、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、引き続き、交流会や研修会を実施し、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・学童クラブそれぞれの担当者間の共通理解や連携を深めるとともに、子ども発達支援センターと小学校との連携の充実を図り、子どもと保護者の安心感を醸成する取組を推進してまいります。

豊かな心を育む教育の充実につきましては、小中一貫して思いやりの心や人と関わる力を育てるため、「考え、議論する道徳」授業を実践するとともに、小・中学校の系統的な学びができるよう改訂した市独自の福祉読本を活用するなど、道徳教育の充実を図ってまいります。

確かな学力を育てる教育の充実につきましては、学力の向上を図るため、標準学力検査及び全国学力・学習状況調査等の結果を各中学校区で共有・検証し、学校改善プランの充実を図ることにより、授業改善や個に応じたきめ細やかな指導、教員の資質向上につなげるとともに、それぞれの中学校区で策定したスタンダードの実践に取り組み、小・中学校で一貫した学習・生活習慣の定着を図ってまいります。

また、教育委員会に専門的知識をもち経験豊富な教員経験者を指導主事として配置し、各種調査等の分析、教育課程や学校経営などの諸課題に関する指導・助言等を行ってまいります。

健やかな体を育てる教育の充実につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、各学校において体力向上プランを改善し、体育授業や日常における体力づくりの充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、衛生管理を徹底するとともに、給食費を改定し献立の充実を図るなど、栄養バランスのとれた安全で安心な給食を安定的に提供してまいります。また、生涯にわたり健康的な食生活が実践できるよう食の指導の充実を図るとともに、「食育の環」を形成するため、学校や家庭、地域と連携してまいります。

災害時の炊き出しや食料の配送を行う防災機能と、アレルギー食の対応や小学校給食の安定提供を行う食育機能を併せ持つ複合施設、「（仮称）北広島市防災食育センター」の整備につきましては、実施設計に向けた取組を進めてまいります。

防災及び命を守る教育につきましては、児童生徒が学校生活を通して、災害時等に主体的に行動する力を育ててまいります。

また、小学校高学年の児童と中学校の生徒を対象に、心肺蘇生や自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の取り扱いに関する授業を、引き続き、実施してまいります。

学校ＩＣＴ環境の整備につきましては、ＩＣＴを効果的に活用した教育や校務の効率化に資するよう、環境整備を進めてまいります。

特別支援教育の充実につきましては、特別支援教育支援員の全校配置や、特別支援学級介助員の配置等により、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習や学校生活の支援に一層努めてまいります。

また、家庭、学校、教育委員会、教育支援委員会などが連携し、個々の教育的ニーズに対応したきめ細やかな教育の支援を行ってまいります。

社会の変化や課題に対応した教育の推進につきましては、子どもたちが成長する足跡を確かめながら自己有用感を高め、夢や目標に向かって挑戦する人を育てる「きたひろ夢ノート」を活用するとともに、望ましい社会性や職業観・勤労観を育成する大志学（キャリア教育）を推進してまいります。

また、北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定に基づく事業につきましては、学校教育活動の中に、ファイターズが有する様々な知見を共有させていただき、次代を担う子どもたちに夢と希望を与えるまちづくりの一助となるよう取り組んでまいります。

外国語教育の充実につきましては、グローバル化に対応した人材の育成等を図るため、児童生徒の英語発音力やコミュニケーション能力、国際理解力の向上を目的に、小・中学校の外国語授業等に外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣するとともに、英語に関する資格・検定試験の検定料を助成し、受検機会の拡大と英語力及び学習意欲の向上等を図ってまいります。

姉妹都市子ども大使交流につきましては、引き続き、姉妹都市である東広島市と小・中学生の相互訪問を行い、児童生徒のふるさと意識の醸成を図るとともに、広島市で開催される原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式への参列などを通して、平和学習の充実を図ってまいります。

２　信頼され、魅力ある学校づくりの推進

次に、信頼され、魅力ある学校づくりの推進についてであります。

開かれた学校づくりの推進につきましては、コミュニティ・スクールの全市展開に向け、西部中学校区における取組を参考に、新たに大曲中学校区及び緑陽中学校区において学校運営協議会を設置いたします。

また、土曜授業を継続実施し、開かれた学校づくりをさらに推進していくとともに、多様な学習場面の提供を図ってまいります。

小中一貫教育につきましては、義務教育９年間を見通した系統表や指導計画等に基づき、小・中学校の接続を重視した教育活動を進め、学力や体力の向上、社会性の育成を図ってまいります。

また、令和３年度「小中一貫教育全国サミット」の本市開催に向け、実行委員会を設置するとともに、各校の研究を充実するための支援を実施してまいります。

就学援助新入学準備金につきましては、経済的支援の充実を図るため、小・中学校に入学する予定の児童生徒がいる対象世帯に対して、入学前年の支給を継続して実施してまいります。

地域の教育資源を活用した学校支援につきましては、学校支援地域本部を中心に、学校と地域住民が連携して、子どもたちの学びや育ちを支援してまいります。

学校施設の整備につきましては、引き続き、大曲中学校校舎の大規模改造工事を実施するとともに、大曲東小学校の校舎において実施設計を行ってまいります。

また、防音機能の更新につきましては、緑陽中学校の校舎及び講堂において実施設計を行ってまいります。

このほか、大曲小学校の放送設備更新など施設・設備や周辺環境の整備を行い、安心・安全で快適な教育環境の充実を図ってまいります。

学校における働き方改革につきましては、引き続き、部活動指導員を配置するとともに、転送電話機能の導入による勤務時間外における電話対応の負担軽減策を講じるなど、教員の専門性を活かしつつ、授業やその準備に集中できる時間や、児童生徒と向き合うための時間を確保するための環境を整備してまいります。

３　やさしく支えあう教育連携の推進

次に、やさしく支えあう教育連携の推進についてであります。

家庭の教育力向上への支援につきましては、家庭の教育力に関する情報の発信や、関係団体と連携した学習機会の提供を進めるとともに、家庭、学校、地域が一体となった、子どもの生活リズムの向上に取り組んでまいります。

教育相談体制の充実につきましては、臨床心理士の資格を持つ子どもサポートセンター相談員やスクールカウンセラー、専門性を有するスクールソーシャルワーカーや心の教室相談員を活用するなど、学校や関係機関と連携した相談体制の充実に努めてまいります。

いじめの問題につきましては、いじめの未然防止に向けて、「北広島市いじめ防止基本方針」等に基づき、学校等において啓発や学習機会を設けるとともに、関係機関との連携を図ってまいります。

不登校児童生徒につきましては、各学校における教育相談体制の充実や小・中学校が一体となった取組により、未然防止に努めるとともに、適応指導教室みらい塾における指導・支援など、きめ細やかな支援を進めてまいります。

健全育成活動の充実につきましては、家庭、学校、地域、関係機関との連携を強化するとともに、各地区における青少年の健全育成活動を支援してまいります。

青少年の安全対策につきましては、専任指導員による通学路や大型店舗などの巡回パトロールや、札幌方面厚別警察署と連携した防犯教室等を実施するとともに、家庭・学校・地域と連携した取組を進めてまいります。

また、インターネット上でのいじめや犯罪被害などを予防するため、児童生徒や保護者等への啓発活動を行ってまいります。

４　学びあい、教えあう社会教育

次に、学びあい、教えあう社会教育の推進についてであります。

市民の学習活動への支援につきましては、地域における生涯学習の推進を図るため、中央公民館に配置している専門職を中心に、各地区の生涯学習振興会や団体の自主的な生涯学習活動を支援するとともに、障がい児・者の学習機会と社会参加のきっかけづくりに取り組んでまいります。

また、学習成果の発表の場の提供や市民相互の交流促進を図るため、元気フェスティバルを開催してまいります。

国際交流につきましては、カナダ・サスカツーン市からの高校生の受け入れを北広島国際交流協議会との連携により行い、市民が異文化に触れる機会の提供や、国際感覚豊かな人材の育成に努めてまいります。

５　郷土愛を育む教育活動の推進

次に、郷土愛を育む教育活動の推進についてであります。

エコミュージアム構想の展開につきましては、エコミュージアムセンター「知新の駅」におきまして、郷土の歴史や自然に関する常設展などを継続するとともに、児童生徒の夏休み・冬休み期間に合わせた企画展や地域遺産に関わる講演会や体験学習等を実施してまいります。

さらに、「まちを好きになる市民大学」を継続し、「まるごときたひろ博物館員」を養成するなど、活動を支える市民の輪を広げるとともに、市民が主体的に関わるエコミュージアムを目指してまいります。

文化財の保存と活用につきましては、老朽化が進む国指定史跡「旧島松駅逓所」の大規模改修に向けた耐震診断を実施するとともに、学識経験者などで構成する計画検討委員会を設置し、具体的な整備に向けた基本計画づくりに着手してまいります。

また、特別天然記念物野幌原始林につきましては、昨年の追加指定を受け、当該地区を将来にわたって保存・活用していくための保存活用計画の策定に向け、学識経験者などで構成する調査委員会を設置し、３か年にわたり野幌原始林の現況調査を実施してまいります。

６　生涯にわたる読書活動の推進

次に、生涯にわたる読書活動の推進についてであります。

図書館サービスにつきましては、幅広い世代にとって利用価値の高い図書館サービスを提供できるよう、資料の充実や映像及び音声による情報提供に努めてまいります。

図書館フィールドネット連携事業につきましては、引き続き、各ボランティアと連携し、読書活動の普及に努めてまいります。

子どもの読書活動につきましては、引き続き、幼稚園、保育所及び小学校への図書巡回事業を行うとともに、地域や学校、ボランティアとの連携を深め、読書環境の充実を図ってまいります。

また、大曲地区における「地域まるごと読書支援モデル事業」を継続し、「まちなか司書」による小学校や保育所の巡回など、地域の子どもたちの読書活動を支援するとともに、その効果を検証してまいります。

学校図書館との連携につきましては、引き続き、小学校においては「豆次郎」の巡回事業や子どもたちが多彩な本とふれあえるブックキャラバン等を実施するとともに、中学校においては司書の巡回配置を実施するなど、授業支援や読書環境の充実を進めてまいります。

また、次期教育振興基本計画の策定にあわせて、第３次「北広島市子どもの読書活動推進計画」の策定に着手してまいります。

７　芸術文化活動の振興

次に、芸術文化活動の振興についてであります。

個性豊かな地域文化の振興につきましては、芸術文化活動に係る団体への支援を行うとともに、優れた芸術文化活動に対する顕彰を行い、市民に広く伝え、成果がそれぞれの地域で生かされるよう支援してまいります。

青少年の芸術文化活動への支援につきましては、引き続き、全道、全国及び国際大会に出場する青少年に対して大会出場費等の助成を行ってまいります。

芸術文化活動の展開につきましては、地域の関係団体やボランティアと連携し、市民の皆様の生活に潤いと感動を与えるよう取り組みを進めてまいります。

また、次期教育振興基本計画の策定にあわせて、「芸術文化振興プラン」の策定に着手してまいります。

８　健康づくりとスポーツ活動の推進

次に、健康づくりとスポーツ活動の推進についてであります。

健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進につきましては、スポーツ推進委員や市体育協会、生涯学習振興会などの関係団体と連携し、各種スポーツ大会や地域におけるスポーツ機会の提供を通して、健康・体力づくりを進めてまいります。

「きたひろしま３０ｋｍロードレース」につきましては、本市の魅力を積極的に発信する大会となるよう実行委員会と協働して開催してまいります。また、「きたひろしま３０ｋｍロードレース」においてファイターズラン部門を設けるなど、北海道日本ハムファイターズとの連携に努めてまいります。

競技スポーツの振興につきましては、ジュニアスポーツ活動の振興と子どもたちのスポーツ機会の充実を図るため、市体育協会や市スポーツ少年団など関係団体と連携協力して、スポーツアカデミー事業や各種スポーツ教室を開催してまいります。

また、引き続き、全道、全国及び国際大会に出場する個人・団体に対して大会出場費等の助成を行ってまいります。

本市の新たなスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北広島市スポーツ振興計画」を策定してまいります。

Ⅲ　むすび

以上、令和２年度の教育行政執行にあたっての基本方針と主要な施策について申し上げました。

未来を担う子どもたちには、変化が著しく予測することが困難な未来が待ち受けています。こうした変化を前向きに受け止め、個性の伸長を図り、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していく力を身に付けさせることが、教育の使命であると考えております。

教育委員会としましては、こうした使命を果たすべく、学校、家庭、地域、行政の緊密な連携の下で、一丸となって子どもたちの学びを支える体制を整えるとともに、市民の誰もが生涯を通じて豊かに学ぶことができる生涯学習社会の実現に向けて、教育の充実・発展に取り組んでまいります。

改めまして、市議会議員の皆様並びに市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和２年度の教育行政執行方針といたします。

資料 2

令和2年度　北広島市教育委員会

総務：教育総務課　　学教：学校教育課　　一貫：小中一貫・教育施策推進課　　社教：社会教育課

政策１「生きる力」を育む学校教育の推進

施策1 幼児教育の振興・充実

一貫　◇　幼保小連携推進事業

施策2 豊かな心を育む教育の充実

総務　◇　学校教育振興事業（小・中）
学教　◇　創意工夫展・書写展事業
学教　◇　地域に根ざした特色ある学校教育推進事業
学教　◇　心の教室相談事業
学教・文化　◇　学校図書館活用事業

施策3 確かな学力を育てる教育の充実

一貫　◇　学校教育相談員活用事業
学教　◇　学力向上推進事業
総務　◇　小・中学校教育振興経費

施策4 健やかな体を育てる教育の充実

総務　◇　中学校体育連盟支援事業
総務　◇　全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業
給食　◇　食に関する指導の推進事業
給食　◇　学校給食衛生管理事業
給食　◇　まちづくり構想策定事業（小学校給食調理場整備事業）
学教　◇　部活動指導員制度運用事業
学教　◇　子どもの体力向上推進研究事業
学教　◇　学校保健事業（小・中）
給食　◇　学校給食運営経費（小・中）
給食　◇　学校給食提供経費（小・中）

施策5 ICT活用による教育の充実

総務・一貫　◇　学校ICT環境整備事業

施策6 特別支援教育の充実

学教　◇　特別支援教育就学奨励費援助事業（小・中）
学教　◇　特別支援教育推進事業（小・中）

施策7 社会の変化や課題に対応した教育の推進

学教　◇　外国語指導助手活用事業
学教　★　英語検定等支援事業
総務　◇　姉妹都市子ども大使交流事業

政策２ 信頼され、魅力ある学校づくりの推進

施策8 開かれた学校づくりの推進

学教　◇　学校評議員等運営支援事業
一貫　◇　コミュニティ・スクール推進事業

施策9 教育環境の整備

総務　◇　学校教育団体活動支援事業
学教　◇　教師用指導書等整備事業（小・中）
総務　◇　学校施設空気環境測定事業（小・中）
総務　◇　学校事務機器整備事業（小・中）
総務　◇　学校放送設備整備事業
総務　◇　理科教材等整備事業(小・中)
総務　◇　学校施設管理機器整備事業(小・中)
総務　◇　大曲中学校校舎大規模改造事業
総務　■　学校施設非構造部材耐震化事業(小・中)
総務　◇　学校周辺環境整備事業(小・中)
総務　★　学校騒音防止対策事業
社教　◇　学校支援地域本部事業
学教　◇　児童生徒の通学費支援事業(小・中)
学教　◇　高等学校等入学準備金支給事業
学教　◇　要保護・準要保護児童生徒援助事業(小・中)
学教　◇　奨学金支給事業
総務　◇　私立学校教育振興事業
一貫　■　小中一貫教育推進事業
一貫　◇　次期教育振興基本計画策定事業
総務　◇　小・中学校管理経費

政策３ やさしく支えあう教育連携の推進

施策10 家庭の教育力向上への支援内容の充実

社教　◇　家庭教育支援事業
学教　◇　北広島市PTA連合会支援事業

施策11 教育相談体制の充実

学教　◇　不登校いじめ対策・教育相談事業

施策12 地域が支える健全育成活動の充実

学教　◇　青少年健全育成事業
学教　◇　青少年安全対策事業
社教　◇　放課後子供教室事業
社教　◇　成人式開催事業

教育施策体系

令和2年4月現在

文化：文化課　　エコ：エコミュージアムセンター　　給食：学校給食センター　　（◇継続 ■拡大 ★新規 ）

政策４ 学びあい、教えあう社会教育の推進

施策13 市民の学習活動への支援内容の充実
- 社教 ◇ 生涯学習市民活動団体支援事業
- 社教 ◇ 元気フェスティバル連携事業
- 社教 ◇ 生涯学習振興会支援事業

施策14 地域や世代を見据えた学習機会の充実
- 社教 ■ 国際交流事業
- 社教 ◇ 中央公民館活動推進事業
- 文化 ◇ 図書館情報システム等管理事業

施策15 施設の充実による学習環境の整備
- 社教 ◇ 林間学園・レクリエーションの森開放事業
- 社教 ◇ 公民館管理事業
- 社教 ◇ 社会教育施設等草刈経費

政策５ 郷土愛を育む教育活動の推進

施策16 エコミュージアム構想の推進
- エコ ◇ エコミュージアム普及推進事業

施策17 文化財の保存と活用
- エコ ◇ 文化財保存・活用事業
- エコ ◇ 郷土文化伝承支援事業
- エコ ◇ 旧島松駅逓所大規模改修事業
- エコ ◇ 野幌原始林保存活用計画策定事業

政策６ 生涯にわたる読書活動の推進

施策18 図書館サービスの充実
- 文化 ◇ 図書館サービス提供事業
- 文化 ◇ 図書館フィールドネット連携事業
- 文化 ◇ 図書館運営経費

施策19 子どもの読書活動推進
- 文化 ◇ 幼児読書活動推進事業

政策７ 芸術文化活動の振興

施策20 個性豊かな地域文化の振興
- 文化 ◇ 文化賞・スポーツ賞等表彰事業
- 文化 ◇ 市民文化祭奨励事業
- 文化 ◇ 文化団体活動支援事業
- 文化 ◇ 青少年芸術文化大会出場支援事業
- 文化 ◇ 文化施設修繕事業
- 文化 ◇ 芸術文化ホール設備修繕事業
- 文化 ◇ 文化施設維持管理
- 文化 ◇ 芸術文化ホール管理
- 文化 ◇ 北広島市芸術文化振興審議会

施策21 市民等との連携による芸術文化活動の展開
- 文化 ◇ 芸術文化ホール運営委員会連携事業
- 文化 ◇ 花ホールスタッフの会支援事業
- 文化 ◇ 芸術文化ホール事業運営システム整備事業

政策８ 健康づくりとスポーツ活動の推進

施策22 健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進
- 社教 ◇ きたひろしま30Kmロードレース連携事業
- 社教 ◇ 市民スポーツ活動推進事業
- 社教 ◇ スポーツ振興計画策定事業

施策23 競技スポーツの振興
- 社教 ◇ スポーツアカデミー事業
- 社教 ◇ スポーツ大会出場支援事業
- 社教 ◇ 体育協会活動支援事業
- 社教 ◇ スポーツ少年団育成事業
- 社教 ◇ スポーツ合宿・全国大会等誘致事業

施策24 スポーツ施設の整備と運営
- 社教 ◇ 学校施設（体育館）開放事業
- 社教 ◇ 自然の森キャンプ場整備事業
- 社教 ◇ 体育施設の管理事業

政策1～8を支える管理的経費

- 総務 ◇ 教育委員に関する経費
- 総務 ◇ 学校業務主事に関する経費
- 総務 ◇ 教育委員会事務局運営経費
- 総務 ◇ 「きたひろしまの教育」作成
- 一貫 ◇ 北広島市教育施策審議会
- 総務 ◇ 教員住宅管理
- 教総 ◇ 小・中学校管理経費
- 学教 ◇ 小・中学校管理経費
- 社教 ◇ 社会教育事務経費
- 社教 ◇ 社会教育委員
- 社教 ◇ 保健体育事務経費
- 社教 ◇ スポーツ推進審議会

資料 3

北広島市教育委員会の事務の点検及び評価実施要領

（趣旨）

第 1 条　この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 27 条の規定に基づく北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。）の事務の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象施策及び対象事務事業）

第 2 条　点検及び評価の対象となる施策は、北広島市教育基本計画(2011-2020)推進計画(以下「推進計画」という。）に定める２４の施策とする。

2　点検及び評価の対象となる事務事業(以下「事業」という。）は、前項の規定に基づく施策を構成する前年度実施した事業とする。

（点検及び評価の方法）

第 3 条　点検及び評価は、次に掲げる手順により実施するものとする。

(1)　北広島市政策評価実施要綱(平成 23 年 4 月 20 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき北広島市が実施する政策評価（以下「市の政策評価」という。）対象事業ならびに推進計画に定める事業とし、別に定めた施策の点検・評価書を作成し、事業の自己評価結果を踏まえ、施策全体の総合的な成果を評価し、今後の方向性を明らかにする。

(2)　前号の評価について、北広島市教育施策審議会の意見を聴取する。

（結果の公表）

第 4 条　教育委員会は、点検及び評価の結果について、北広島市議会に報告するとともに、教育委員会ホームページに掲載することにより市民に公表する。

（結果の活用）

第 5 条　教育委員会は、評価結果をもとに次年度以降の事務事業の取り組みについて精査するとともに、次期推進計画の策定、予算編成において評価結果を活用するものとする。

（その他）

第 6 条　この要領に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 27 年 8 月 7 日から施行する。

令和２年度

教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

北広島市教育委員会
北広島市中央4丁目2番地1
電話 011-372-3311（代表）